

卷末資料

資料-1 SDGs ターゲットと実施施策の対応表

各実施施策の担当課が、関係者間で SDGs の各ゴールやターゲットとのつながりを意識し、連携した取組が展開できるよう、SDGs ターゲットと実施施策の対応表を整理しました。

表中の施策番号は、「(基本目標)-(取組の方向性)-(施策分類)」の該当番号で構成しています。

2



ゴール2

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

ターゲット	内容	
2.3	令和12年(2030年)までに、土地、その他の生産資源や投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	
施策番号	実施施策	担当課
3-5-7	農産物出荷量の増加・維持に向けた仕組み検討	農業振興課
3-5-7	学校給食等での地場農産物の活用	給食課・農業振興課
ターゲット	内容	
2.4	令和12年(2030年)までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。	
施策番号	実施施策	担当課
2-3-8	国・県からの通知等に基づいた農業者への情報発信	農業振興課
4-2-3 6-3-6	越谷ふるさと米の栽培・販売等の支援	農業振興課・環境政策課
4-2-3	農業委員及び農地利用最適化推進委員による適正な管理指導による遊休農地や荒廃農地の発生抑制	農業委員会
4-2-3	人・農地プランによる話し合いの推進	農業振興課
4-2-3	農地中間管理事業の推進	農業振興課
4-2-3	生物多様性に配慮した基盤整備の検討	農業振興課
4-2-3	生物多様性に配慮した農業水路の整備検討	農業振興課
4-2-3	多面的機能支払い交付金制度による活動の支援	農業振興課
4-2-3	市民参加による用水路清掃等の支援	農業振興課
4-2-3	農地保全活動への参加の促進	農業振興課
4-2-3	農地の多面的機能への理解を促すための情報発信	農業振興課・環境政策課
ターゲット	内容	
2.5	令和2年(2020年)までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配を促進する。	
施策番号	実施施策	担当課
4-1-2 6-3-6	特産品(くわい、ねぎ、太郎兵衛もち、山東菜等)の生産振興・規模拡大の支援	農業振興課



ゴール3

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

ターゲット	内容	
3.9	令和12年(2030年)までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	
施策番号	実施施策	担当課
5-1-1	大気汚染常時監視測定の実施	環境政策課
5-1-1	規制基準等の遵守指導のための事業所等への立入調査の実施	環境政策課
5-1-1	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導	環境政策課
5-1-1	公共交通の利用促進	都市計画課
5-1-1	電動車(EV、PHV)やハイブリッド車、燃料電池車などの普及促進	環境政策課
5-1-1	都市計画道路のネットワーク化	道路建設課
5-1-2	河川等の公共用水域の環境測定の実施	環境政策課
5-1-2	規制基準等の遵守指導のための事業所等への立入調査の実施	環境政策課
5-1-2	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導	環境政策課
4-2-7	水洗化の促進	下水道経営課
5-1-2	単独処理浄化槽・し尿汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進	資源循環推進課
	浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導	資源循環推進課
5-1-4	環境中(大気、河川、土壌等)のダイオキシン類の測定の実施	環境政策課
5-1-4	事業者からの報告値の集計による、越谷市における化学物質の排出量・取扱量等の公表	環境政策課
5-1-4	近隣市町と連携した放射線量測定等の継続	環境政策課
5-1-4	屋外焼却、不適正焼却炉によるごみ焼却防止の指導	環境政策課・ 廃棄物指導課
5-1-5	(土壌)法令に基づく措置のための適正な手続きの指導	環境政策課
5-1-5	(悪臭)事業計画の段階で規制基準等の遵守や周辺に配慮した事業活動の要請による悪臭苦情の未然防止	環境政策課
5-1-5	(悪臭)規制基準等を遵守していない事業所に対する改善指導	環境政策課



ゴール4

すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

ターゲット	内容	
4.7	令和12年(2030年)までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
施策番号	実施施策	担当課
1-1-1 6-1-1	地球温暖化に関する学習教材の充実	環境政策課
1-1-1 6-2-3	学校・地域での地球温暖化に関する学習会の実施	環境政策課
1-4-7 6-2-3	森林保全を目指した木育・森林環境教育の推進	環境政策課・ 保育入所課

2-1-1 2-3-7 6-2-3	講演・勉強会開催や広報・ホームページ、その他新たなツール等による周知啓発	環境政策課
4-5-13	講演会・勉強会の開催や広報・ホームページによる周知啓発	環境政策課
4-5-13	市民団体との協働による調査	環境政策課
4-5-13	市民参加による生きもの調査の実施	環境政策課
4-5-13	生きもの図鑑やマップによる生物多様性情報の公表	環境政策課
4-5-14	生物多様性子ども調査及び身近な自然・学校ビオトープを活用した学習の実施	学校教育部指導課
4-5-14 6-2-3	生きもの調査や自然観察会の実施	環境政策課
4-5-14	教員向け研修会の実施	学校教育部指導課
6-1-1	小学校で活用する環境教育資料の作成・情報発信及び学習活動用図鑑の発行	学校教育部指導課
4-5-14	生物多様性の学習のための学校ビオトープの整備・管理等	学校教育部指導課
4-5-14	小学校等へ出張農業講座の実施	農業振興課
6-1-1	環境教育資料「しらこぼと」の充実と効果的な情報発信	学校教育部指導課
6-1-1	環境教育推進プラン作成による計画的な環境教育の推進	学校教育部指導課
6-1-1	リサイクル活動、クリーン活動等について主体的に考え、実施する児童、生徒の育成	学校教育部指導課
6-1-1	学校への出前授業や環境教育支援	環境政策課・ 資源循環推進課・ 農業振興課
6-1-1	ビオトープを活用した小学校向け指標生物調査プログラムの実施	学校教育部指導課
6-1-1	環境保全、生物多様性に関する体験学習の実施	学校教育部指導課
6-1-1	公共施設等を活用した体験活動等の実施	学校教育部指導課
6-1-2	環境白書や広報・ホームページ等を活用した啓発・情報発信	環境政策課
6-1-2	リサイクルプラザ等を活用した環境イベント等の開催	資源循環推進課
6-1-2	農地の多面的機能への理解を促すための情報発信	農業振興課・ 環境政策課
6-1-2	新しい状況に対応していくための行政職員向けの研修の実施	環境政策課
6-1-2	生物・環境に係る科学体験事業の実施	青少年課
6-1-2	環境サポーターの育成	環境政策課
6-1-2	環境への意識を持つ市民の参加機会の創出	環境政策課
6-2-3	地域と連携した環境保全活動の推進	学校教育部指導課
6-2-3	環境・SDGs 活動の発表機会の提供	環境政策課



ゴール6

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

ターゲット	内容	
6.3	令和12年(2030年)までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	
施策番号	実施施策	担当課
4-2-7	水洗化の促進	下水道経営課
5-1-2	単独処理浄化槽・し尿汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進	資源循環推進課
	浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導	資源循環推進課

4-2-7	規制基準等の遵守指導のための事業所等への立入調査の実施	環境政策課
5-1-2	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導	環境政策課
4-2-7	農薬の適正な使用等についての周知	農業振興課
4-2-7	水路整備や修繕に併せた畦畔や排水管の整備	農業振興課
4-2-8	薬剤散布方法等の検討	学校管理課
4-2-8	総合的病害虫・雑草防除対策(IPM)についての国・県の通知に基づく情報提供	農業振興課
5-1-2	河川等の公共用水域の環境測定の実施	環境政策課
ターゲット	内容	
6.4	令和12年(2030年)までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	
施策番号	実施施策	担当課
2-3-6	水道企業団と連携した渇水対策の実施	環境政策課
2-3-6	雨水タンクへの助成	環境政策課
2-3-6	公共施設の新築・改修等における雨水貯留施設の設置及び利活用	全庁・営繕課
ターゲット	内容	
6.6	令和12年(2030年)までに、山地・森林・湿地・河川・帯水層・湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。	
施策番号	実施施策	担当課
4-1-1	生物多様性に寄与する河川整備の検討	河川課
4-1-1	生物多様性に配慮した河川整備に向けた河川管理者との調整	環境政策課
4-1-1	生物多様性に寄与する水路整備の検討	河川課・農業振興課
4-2-3	生物多様性に配慮した基盤整備の検討	農業振興課
4-2-3	生物多様性に配慮した農業水路の整備検討	農業振興課
4-2-4	河川管理者との協議による生きものに配慮した河川管理の実施	環境政策課
4-2-4	河川管理者との情報共有の推進	環境政策課
4-2-4	生きものに配慮した調節池等のビオトープ管理の支援	環境政策課
4-2-4	調節池等の生きもの調査の実施	環境政策課
4-2-4	生物多様性に配慮した水路の管理の検討	河川課・農業振興課
4-2-5	平方公園拡張におけるビオトープ整備の検討	公園緑地課
4-2-5	家庭・事業所への簡易ビオトープの設置促進	環境政策課
4-2-5	(仮)平方自然観察公園、北越谷第五公園ビオトープの管理・活用	環境政策課
4-2-7	冬季通水の検討	農業振興課



ゴール7

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

ターゲット	内容	
7.2	令和12年(2030年)までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
施策番号	実施施策	担当課
1-2-3	住宅用太陽光発電への補助	環境政策課
1-2-3	事業所への太陽光発電設置の推進	環境政策課
1-2-3	新設・改修時における導入	全庁・営繕課

1-2-3	既存太陽光パネルの改修促進	全庁・営繕課・ 環境政策課
1-2-5	東埼玉資源環境組合第一工場の余熱等の活用	農業振興課・ スポーツ振興課・ 地域共生推進課
1-2-5	地中熱などの未利用エネルギー利用促進	環境政策課
1-3-6	エネルギーの現状についての理解促進	環境政策課
1-3-6	転換促進のための仕組みづくり	環境政策課
1-3-6	他地域と連携した再生可能エネルギーの供給の検討	環境政策課
ターゲット	内容	
7.3	令和12年(2030年)までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
施策番号	実施施策	担当課
1-1-2	長期優良住宅の普及促進	建築住宅課
1-1-2	環境負荷の少ない省エネルギー住宅の普及促進	建築住宅課
1-1-2	省エネルギー機器の導入・利用の啓発	環境政策課
1-1-2	公共施設のLED改修促進	全庁・営繕課
1-1-2	公共施設への環境負荷の少ない省エネルギー設備の導入促進	全庁・営繕課
1-1-2	省エネルギーリフォームの支援	環境政策課・ 経済振興課



ゴール8

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

ターゲット	内容	
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	
施策番号	実施施策	担当課
2-3-9	産業分野等における取組情報の収集・提供や助言	環境政策課・経済振興課
ターゲット	内容	
8.4	令和12年(2030年)までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	
施策番号	実施施策	担当課
6-3-6	エシカル消費を喚起するためのエコポイント制度の検討	環境政策課
ターゲット	内容	
8.9	令和12年(2030年)までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	
施策番号	実施施策	担当課
2-3-9	産業分野等における取組情報の収集・提供や助言	環境政策課・経済振興課
3-5-7	農産物出荷量の増加・維持に向けた仕組み検討	農業振興課
3-5-7	学校給食等での地場農産物の活用	給食課・農業振興課
4-1-2	特産品(くわい、ねぎ、太郎兵衛もち、山東菜等)の生産振興・規模拡大の支援	農業振興課
4-2-3	越谷ふるさと米の栽培・販売等の支援	農業振興課・環境政策課
6-3-6		

5-2-7	越谷らしい風景といえる河川周辺や水田等の景観の保全・活用	都市計画課・農業振興課・経済振興課
5-2-7	歴史的資源の保全・活用	都市計画課
5-2-7	文化財の保存・活用	生涯学習課
5-2-7	特色ある伝統文化の振興	生涯学習課
ターゲット	内容	
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。	
施策番号	実施施策	担当課
6-3-7	市によるSDGs金融商品の活用の検討	環境政策課・関係課所
6-3-7	SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及	環境政策課



ゴール9

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

ターゲット	内容	
9.4	令和12年(2030年)までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
施策番号	実施施策	担当課
1-7-12	優れた既存技術や先端技術の最大限の活用による施策推進の検討	環境政策課
1-7-12	汎用性の高い技術として普及するためのインフラへの支援や制度面等での支援の検討	環境政策課
1-7-12	環境分野での先導的な研究結果を用いた施策展開の検討	環境政策課



ゴール11

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

ターゲット	内容	
11.2	令和12年(2030年)までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	
施策番号	実施施策	担当課
1-5-9	駅前周辺の放置自転車対策の実施、駐輪場整備促進	くらし安心課
1-5-9	自転車利用マナーの向上	くらし安心課
1-5-10	公共交通網の維持・充実	都市計画課
ターゲット	内容	
11.3	令和12年(2030年)までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	
施策番号	実施施策	担当課
2-3-4	緑のカーテン等の推進	環境政策課
1-4-8	都市基幹公園の整備・維持管理	公園緑地課
1-4-8	住区基幹公園の整備・維持管理	公園緑地課
1-4-8	公共施設の緑化促進	全庁・営繕課
2-3-4	まちの整備に関する条例に基づく緑化及び公園等の整備・指導	公園緑地課

1-4-8	身近な緑地の保全	公園緑地課・ 環境政策課
2-3-4	地域特性等を踏まえた歩道の保水性舗装整備	道路建設課
5-2-6	景観に配慮した建築物等の形態・色彩・緑化等の誘導	都市計画課
5-2-6	景観に配慮した公共公益施設の整備	都市計画課
5-2-6	広告物設置・管理の規制、違反広告物の撤去活動の実施	都市計画課
5-2-6	「こしがや景観資源」の登録	都市計画課
5-2-7	越谷らしい風景といえる河川周辺や水田等の景観の保全・活用	都市計画課・ 農業振興課・ 経済振興課
ターゲット	内容	
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	
施策番号	実施施策	担当課
5-2-7	歴史的資源の保全・活用	都市計画課
5-2-7	文化財の保存・活用	生涯学習課
5-2-7	特色ある伝統文化の振興	生涯学習課
ターゲット	内容	
11.5	令和12年(2030年)までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	
施策番号	実施施策	担当課
2-3-4 2-3-5 5-3-11	農地の多面的機能への理解を促すための情報発信	農業振興課・ 環境政策課
2-3-5	ハザードマップの作成と周知	危機管理室・河川課
2-3-5	総合治水対策(ソフト対策)の推進	河川課
2-3-5	「総合防災ガイドブック」の作成と全戸配布	危機管理室
2-3-5	水田の遊水機能活用の検討	農業振興課
5-3-11	宅地内の緑化と併せた雨水対策の促進	環境政策課
ターゲット	内容	
11.6	令和12年(2030年)までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
施策番号	実施施策	担当課
1-6-11 3-1-1	ごみ減量・リサイクルのPR	資源循環推進課
	分別ルールの徹底	資源循環推進課
	ごみ分別アプリの導入・配信の検討	資源循環推進課
	生ごみ削減の3キリ運動の推進	資源循環推進課
1-6-11 3-1-1 6-3-6	プラスチック・スマートの推進	資源循環推進課
1-6-11 3-1-1	排出・収集方法の検討	資源循環推進課
	各種団体等の先進的な取組の普及促進	資源循環推進課
	4Rの推進に関する普及啓発の継続	資源循環推進課
1-6-11 3-1-1 6-3-6	食品ロスの削減に関する普及啓発の強化	資源循環推進課
	消費者による適正量購入等の推進	資源循環推進課
	食品ロスの削減家計簿手帳の導入	資源循環推進課

1-6-11		
3-1-1	フードドライブ等による未利用食品の有効活用(回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など)	資源循環推進課
3-5-8		
6-3-6		
3-1-2	集団資源回収を継続できる仕組みの検討	資源循環推進課
3-1-2	未実施地域での活動促進	資源循環推進課
3-1-2	資源物の分別徹底	資源循環推進課
3-1-2	排出禁止物等の適正処理の周知	資源循環推進課・ 廃棄物指導課
3-1-2	生成物の有効活用まで含めた生ごみリサイクルの仕組みの検討	資源循環推進課
3-2-3	事業者によるごみ減量・リサイクル活動の促進	廃棄物指導課・ 資源循環推進課
3-2-3	過剰包装の自粛の要請	資源循環推進課
3-2-3	多量排出事業者に対する減量計画等の制度検討	廃棄物指導課
3-2-3	拡大生産者責任の提唱	資源循環推進課
3-2-3	食品ロスの削減対策の推進	資源循環推進課
3-2-3	食品リサイクルの普及促進	資源循環推進課・ 廃棄物指導課
3-2-4	事業者、収集運搬許可業者への適正排出指導の徹底	廃棄物指導課
3-2-4	業種に応じたごみ減量講習会などの開催	廃棄物指導課・ 資源循環推進課
3-2-4	減量・資源化マニュアルの作成	廃棄物指導課・ 資源循環推進課
3-2-4	SDGs の達成に向けた活動の推進	資源循環推進課
3-2-4	食品廃棄物の循環システムの構築	資源循環推進課・ 廃棄物指導課
3-3-5	プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究	資源循環推進課
3-3-5	東埼玉資源環境組合を構成する各市町と連携した、資源化可能物拡大の検討	資源循環推進課
3-3-5	ふれあい収集の継続及び強化の検討	資源循環推進課
3-3-5	使用済み紙おむつ対策の検討	資源循環推進課
3-4-6	電子マニフェストの普及啓発活動の実施	廃棄物指導課
3-4-6	産業廃棄物適正処理講習会の実施	廃棄物指導課
3-4-6	産業廃棄物処理業許可業者への立入検査による指導、監督	廃棄物指導課
3-4-6	自動車リサイクル法登録・許可業者への立入検査による指導、監督	廃棄物指導課
3-4-6	監視パトロールの強化	廃棄物指導課
3-4-6	不適正処理事業者に対する改善指導	廃棄物指導課
5-1-1	大気汚染常時監視測定の実施	環境政策課
5-1-1	規制基準等の遵守指導のための事業所等への立入調査の実施	環境政策課
5-1-1	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導	環境政策課
5-1-1	公共交通の利用促進	都市計画課
5-1-1	電動車(EV、PHV)やハイブリッド車、燃料電池車などの普及促進	環境政策課
5-1-1	都市計画道路のネットワーク化	道路建設課
5-1-3	道路交通騒音測定の実施	環境政策課
5-1-3	事業計画段階での規制基準等の遵守や周辺に配慮した事業活動の要請による騒音・振動の未然防止	環境政策課
5-1-3	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導	環境政策課

ターゲット	内容	
11.7	令和12年(2030年)までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	
施策番号	実施施策	担当課
1-4-8	都市基幹公園の整備・維持管理	公園緑地課
1-4-8	住区基幹公園の整備・維持管理	公園緑地課
1-4-8	公共施設の緑化促進	全庁・営繕課
2-3-4	まちの整備に関する条例に基づく緑化及び公園等の整備・指導	公園緑地課
1-4-8	身近な緑地の保全	公園緑地課・環境政策課
4-2-5	公共施設の増改築等に併せた生物多様性に配慮した緑化推進	全庁
ターゲット	内容	
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	
施策番号	実施施策	担当課
4-1-1	環境保全区域の周知に向けた普及啓発と区域内での環境学習等の実施	環境政策課
4-1-1	開発にあたっての生物多様性への配慮の推奨	開発指導課・環境政策課
4-1-1	生物多様性に寄与する河川整備の検討	河川課
4-1-1	生物多様性に配慮した河川整備に向けた河川管理者との調整	環境政策課
4-1-1	生物多様性の寄与する水路整備の検討	河川課・農業振興課
4-3-9	農地の保全についての各種計画への位置付け	全庁
4-3-9	第3次越谷市都市農業推進基本計画の推進	農業振興課
4-3-9	農委だより、ホームページなどによる周知	農業委員会
4-3-9	違反パトロールの実施及び是正指導	農業委員会
4-3-9	農地法及び関連条例等に基づく審査の実施	農業委員会
4-3-9	都市計画法に基づく許可等の内容審査	開発指導課
4-3-9	申請時及び工事完了時における現地確認等の実施	農業委員会
4-3-9	開発許可に伴う現場調査の適宜実施	開発指導課
4-3-9	農地利用集積による優良農地の保全	農業振興課
4-4-12	まちづくり計画への位置付け	全庁
4-4-12	エコロジカルネットワークの普及啓発と活動の支援	環境政策課
4-4-12	市内のエコロジカルネットワークの地図化	環境政策課
4-4-12	生きもののためのバリアフリー化の推進	環境政策課・関係課所
5-2-6	景観に配慮した建築物等の形態・色彩・緑化等の誘導	都市計画課
5-2-6	景観に配慮した公共公益施設の整備	都市計画課
5-2-6	広告物設置・管理の規制、違反広告物の撤去活動の実施	都市計画課
5-2-6	「こしがや景観資源」の登録	都市計画課
5-2-7	越谷らしい風景といえる河川周辺や水田等の景観の保全・活用	都市計画課・農業振興課・経済振興課
5-2-8	維持活動団体など市民との協働による適切な公園や緑道の維持管理	公園緑地課
ターゲット	内容	
11.b	令和2年(2020年)までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に	

	増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	
施策番号	実施施策	担当課
1-2-4 5-3-9	住宅用蓄電池への補助	環境政策課
	公共施設への蓄電池設置促進	全庁・営繕課
	公用車への電動車(EV、PHV)導入推進	庁舎管理課
	電動車(EV、PHV)普及支援(充電スポット設置、導入補助検討)	環境政策課
	太陽電池式照明灯などの設置	危機管理室
	電動車(EV、PHV)と公共施設・太陽光発電設備との連携の検討	全庁・営繕課
	災害時における東埼玉資源環境組合との連携の検討	環境政策課
	災害時の再生可能エネルギー電力の提供に向けた取組促進	環境政策課・ 危機管理室
2-2-2	行政計画への気候変動適応の考え方・施策の反映	全庁
2-3-5	総合治水対策(ソフト対策)の推進	河川課
5-3-10	災害廃棄物処理計画や業務マニュアルの見直し	資源循環推進課
5-3-10	災害廃棄物処理への備え	資源循環推進課
5-3-10	災害時のごみの排出方法等の広報	資源循環推進課
5-3-10	災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築	資源循環推進課・ 廃棄物指導課
5-3-10	他自治体との相互支援体制の強化	資源循環推進課



ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット	内容	
12.3	令和12年(2030年)までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。	
施策番号	実施施策	担当課
1-6-11	食品ロスの削減に関する普及啓発の強化	資源循環推進課
3-1-1	消費者による適正量購入等の推進	資源循環推進課
6-3-6	食品ロスの削減家計簿手帳の導入	資源循環推進課
1-6-11 3-1-1 3-5-8 6-3-6	フードドライブ等による未利用食品の有効活用(回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など)	資源循環推進課
3-2-3	食品ロスの削減対策の推進	資源循環推進課
3-2-3	食品リサイクルの普及促進	資源循環推進課・ 廃棄物指導課
ターゲット	内容	
12.4	令和2年(2020年)までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	
施策番号	実施施策	担当課
3-4-6	電子マニフェストの普及啓発活動の実施	廃棄物指導課
3-4-6	産業廃棄物適正処理講習会の実施	廃棄物指導課

3-4-6	産業廃棄物処理業許可業者への立入検査による指導、監督	廃棄物指導課
3-4-6	自動車リサイクル法登録・許可業者への立入検査による指導、監督	廃棄物指導課
3-4-6	監視パトロールの強化	廃棄物指導課
3-4-6	不適正処理事業者に対する改善指導	廃棄物指導課
5-1-4	環境中(大気、河川、土壌等)のダイオキシン類の測定の実施	環境政策課
5-1-4	事業者からの報告値の集計による、越谷市における化学物質の排出量・取扱量等の公表	環境政策課
5-1-4	近隣市町と連携した放射線量測定等の継続	環境政策課
5-1-4	屋外焼却、不適正焼却炉によるごみ焼却防止の指導	環境政策課・ 廃棄物指導課
5-2-8	不法投棄の防止	資源循環推進課・ 廃棄物指導課
5-2-8	監視カメラを活用した監視体制の構築	廃棄物指導課
5-2-8	行為者に対する指導	廃棄物指導課
ターゲット	内容	
12.5	令和12年(2030年)までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
施策番号	実施施策	担当課
1-6-11 3-1-1	ごみ減量・リサイクルのPR	資源循環推進課
	分別ルール of 徹底	資源循環推進課
	ごみ分別アプリの導入・配信の検討	資源循環推進課
	生ごみ削減の3キリ運動の推進	資源循環推進課
1-6-11 3-1-1 6-3-6	プラスチック・スマートの推進	資源循環推進課
1-6-11 3-1-1	排出・収集方法の検討	資源循環推進課
	各種団体等の先進的な取組の普及促進	資源循環推進課
	4Rの推進に関する普及啓発の継続	資源循環推進課
3-1-2	集団資源回収を継続できる仕組みの検討	資源循環推進課
3-1-2	未実施地域での活動促進	資源循環推進課
3-1-2	資源物の分別徹底	資源循環推進課
3-1-2	排出禁止物等の適正処理の周知	資源循環推進課・ 廃棄物指導課
3-1-2	生成物の有効活用まで含めた生ごみリサイクルの仕組みの検討	資源循環推進課
3-2-3	事業者によるごみ減量・リサイクル活動の促進	資源循環推進課・ 廃棄物指導課
3-2-3	過剰包装の自粛の要請	資源循環推進課
3-2-3	多量排出事業者に対する減量計画等の制度検討	廃棄物指導課・ 資源循環推進課
3-2-3	拡大生産者責任の提唱	資源循環推進課
3-2-4	事業者、収集運搬許可業者への適正排出指導の徹底	廃棄物指導課・ 資源循環推進課
3-2-4	業種に応じたごみ減量講習会などの開催	廃棄物指導課・ 資源循環推進課
3-2-4	減量・資源化マニュアルの作成	廃棄物指導課・ 資源循環推進課
3-2-4	SDGsの達成に向けた活動の推進	資源循環推進課

3-2-4	食品廃棄物の循環システムの構築	資源循環推進課・ 廃棄物指導課
3-3-5	プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究	資源循環推進課
3-3-5	東埼玉資源環境組合を構成する各市町と連携した、資源化可能物拡大の検討	資源循環推進課
3-3-5	ふれあい収集の継続及び強化の検討	資源循環推進課
3-3-5	使用済み紙おむつ対策の検討	資源循環推進課
3-5-8	樹木剪定枝・草等のたい肥化利用	全庁・ 資源循環推進課
3-5-8	もみ殻等の農業系廃棄物の活用方法の検討と活用先マッチング実施	環境政策課・ 農業振興課
ターゲット	内容	
12.8	令和12年(2030年)までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	
施策番号	実施施策	担当課
1-1-1	環境負荷の少ない製品・サービスの選択(グリーン購入等)の実施・普及	環境政策課
6-3-6	環境に配慮したライフスタイルの選択・省エネルギー行動の普及	環境政策課
	クールビズ・ウォームビズ・エコドライブなど「脱炭素アクション」の実施・普及	環境政策課
1-6-11	プラスチック・スマートの推進	資源循環推進課
3-1-1		
6-3-6		
1-6-11	食品ロスの削減に関する普及啓発の強化	資源循環推進課
3-1-1	消費者による適正量購入等の推進	資源循環推進課
6-3-6	食品ロスの削減家計簿手帳の導入	資源循環推進課
1-6-11	フードドライブ等による未利用食品の有効活用(回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など)	資源循環推進課
3-1-1		
3-5-8		
6-3-6		
4-1-2	特産品(くわい、ねぎ、太郎兵衛もち、山東菜等)の生産振興・規模拡大の支援	農業振興課
6-3-6		
4-2-3	越谷ふるさと米の栽培・販売等の支援	農業振興課・ 環境政策課
6-3-6		
5-2-8	児童・生徒が学校、家庭、地域における実際の生活の中で主体的に参加できるクリーン活動の促進	学校教育部指導課
5-2-8	ごみ集積所の維持管理活動の推進	資源循環推進課
5-2-8	地域清掃活動の推進	資源循環推進課
5-2-8	市民参加による河川清掃活動の支援	環境政策課・河川課
5-2-8	越谷市まちをきれいにする条例の普及	資源循環推進課
5-2-8	維持活動団体など市民との協働による適切な公園や緑道の維持管理	公園緑地課
6-1-1	リサイクル活動・クリーン活動等について主体的に考え、実施する児童、生徒の育成	学校教育部指導課
6-1-2	リサイクルプラザ等を活用した環境イベント等の開催	資源循環推進課
6-3-6	リーフレット配布、出張講座等による普及啓発	環境政策課・ くらし安心課
6-3-6	エシカル消費を喚起するためのエコポイント制度の検討	環境政策課
6-3-7	市によるSDGs金融商品の活用等の検討	環境政策課・ 関係課所
6-3-7	SDGsに係る金融商品・サービスの取組事例の普及	環境政策課



ゴール 13

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

ターゲット	内容	
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	
施策番号	実施施策	担当課
2-2-3	研修・資料提供等による情報提供	環境政策課
2-2-3	関係部署が連携した適応策の検討推進	全庁
2-2-3	極端な気象災害による石綿飛散や有害物質漏れ等のリスク対応に関する庁内連携体制の構築	環境政策課・ 関連課所
2-3-4	熱中症予防の普及啓発	健康づくり推進課・ 消防局救急課
ターゲット	内容	
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	
施策番号	実施施策	担当課
2-2-2	行政計画への気候変動適応の考え方・施策の反映	全庁
ターゲット	内容	
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	
施策番号	実施施策	担当課
1-1-1 6-2-5	ゼロカーボンシティ宣言の検討	環境政策課
1-1-1 6-2-4	事業所向け環境認証制度の普及啓発	環境政策課
1-1-1 6-3-6	環境負荷の少ない製品・サービスの選択(グリーン購入等)の実施・普及	環境政策課
	環境に配慮したライフスタイルの選択・省エネルギー行動の普及	環境政策課
	クールビズ・ウォームビズ・エコドライブなど「脱炭素アクション」の実施・普及	環境政策課
1-1-1 6-1-1	地球温暖化に関する学習教材の充実	環境政策課
1-1-1 6-2-3	学校・地域での地球温暖化に関する学習会の実施	環境政策課
1-4-7 6-2-3	森林保全を目指した木育・森林環境教育の推進	環境政策課・ 保育入所課
2-1-1 2-3-7 6-2-3	講演・勉強会開催や、広報・ホームページ、その他新たなツール等による周知啓発	環境政策課
2-1-1	埼玉県や国等からの情報収集	環境政策課
2-3-7	市域への影響把握(関係部署・市民・関係者からの情報収集、調査等)	環境政策課



ゴール 14

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

ターゲット	内容	
14.1	令和7年(2025年)までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	
施策番号	実施施策	担当課
1-6-11 3-1-1 6-3-6	プラスチック・スマートの推進	資源循環推進課
4-2-7	水洗化の促進	下水道経営課
5-1-2	単独処理浄化槽・し尿汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進	資源循環推進課
	浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導	資源循環推進課
4-2-7	冬季通水の検討	農業振興課
4-2-7	規制基準等の遵守指導のための事業所等への立入調査の実施	環境政策課
5-1-2	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導	環境政策課
4-2-7	農薬の適正な使用等についての周知	農業振興課
4-2-7	水路整備や修繕に併せた畦畔や排水管の整備	農業振興課
4-2-8	薬剤散布方法等の検討	学校管理課
4-2-8	総合的病害虫・雑草防除対策(IPM)についての国・県の通知に基づく情報提供	農業振興課
5-1-2	河川等の公共用水域の環境測定の実施	環境政策課

ゴール 15

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



ターゲット	内容	
15.1	令和2年(2020年)までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	
施策番号	実施施策	担当課
2-3-5	多面的機能の維持・発揮に寄与する水田保全奨励制度の創設	農業振興課
4-4-11	農地利用集積の実施による多面的機能の維持	農業振興課
2-1-1	埼玉県や国等からの情報収集	環境政策課
2-3-7	市域での影響把握(関係部署・市民・関係者からの情報収集、調査等)	環境政策課
4-3-10	該当事例における樹林地の公有地化・借地化の検討	環境政策課
ターゲット	内容	
15.2	令和2年(2020年)までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	
施策番号	実施施策	担当課
1-4-7	木材利用の推進	全庁・営繕課・ 環境政策課
1-4-7	カーボンオフセットの仕組み検討	環境政策課

ターゲット	内容	
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、令和2年(2020年)までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	
施策番号	実施施策	担当課
4-1-2	関係機関・関係者等と連携した希少動植物の生息・生育環境の保全	環境政策課
4-1-2	コシガヤホシクサやフジバカマ等の栽培、補植、生育実験等の実施	環境政策課
4-2-4	河川管理者との協議による生きものに配慮した河川管理の実施	環境政策課
4-2-4	河川管理者との情報共有の推進	環境政策課
4-2-4	生きものに配慮した調節池等のビオトープ管理の支援	環境政策課
4-2-4	調節池等の生きもの調査の実施	環境政策課
4-2-4	生物多様性に配慮した水路の管理の検討	河川課・農業振興課
4-2-5	保存樹林・樹木の選定	公園緑地課
4-2-5	流通団地等の樹林地の保全管理に向けた調整	環境政策課
4-2-5	緑のオアシス等の実施による樹林地・樹木の大切さの普及啓発	環境政策課
4-2-5	公共施設の増改築等に併せた生物多様性に配慮した緑化推進	全庁
4-2-5 4-4-12	平方公園拡張におけるビオトープ整備の検討	公園緑地課
4-2-5	家庭・事務所への簡易ビオトープの設置促進	環境政策課
4-2-5	(仮)平方自然観察公園、北越谷第五公園ビオトープの管理・活用	環境政策課
ターゲット	内容	
15.8	令和2年(2020年)までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	
施策番号	実施施策	担当課
4-2-6	市域での侵略的外来生物の影響把握(関係部署・市民・関係者からの情報収集、調査)	環境政策課
4-2-6	アライグマ・クビアカツヤカミキリ等特定外来生物の駆除	環境政策課
4-2-6	外来生物についての講演・勉強会開催や広報・ホームページによる周知啓発	環境政策課
ターゲット	内容	
15.9	令和2年(2020年)までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	
施策番号	実施施策	担当課
2-3-5 4-4-11	グリーンインフラ導入に関する事例紹介の実施 緑化等によるインフラのグリーン化の推進	環境政策課 全庁
2-3-5 4-3-10 4-4-11	樹木・樹林の保全の各種計画への位置付け	全庁

17

パートナーシップで
目標を達成しよう

ゴール 17

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

ターゲット	内容	
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
施策番号	実施施策	担当課
1-1-1 6-2-5	ゼロカーボンシティ宣言の検討	環境政策課

1-1-1 6-2-4	事業所向け環境認証制度の普及啓発	環境政策課
1-2-4 5-3-9	災害時における東埼玉資源環境組合との連携の検討 災害時の再生可能エネルギー電力の提供に向けた取組促進	環境政策課 環境政策課・ 危機管理室
1-2-5	東埼玉資源環境組合第一工場の余熱等の活用	農業振興課・ スポーツ振興課・ 地域共生推進課
1-3-6	他地域と連携した再生可能エネルギーの供給の検討	環境政策課
2-1-1 2-3-7	埼玉県や国等からの情報収集 市域への影響把握(関係部署・市民・関係者からの情報収集、調査等)	環境政策課 環境政策課
2-3-8	国・県からの通知等に基づいた農業者への情報発信	農業振興課
4-1-2	関係機関・関係者等と連携した希少動植物の生息・生育環境の保全	環境政策課
5-1-4	近隣市町と連携した放射線量測定等の継続	環境政策課
5-2-8	児童・生徒が学校、家庭、地域における実際の生活の中で主体的に参加できるクリーン活動の促進	学校教育部指導課
5-2-8	ごみ集積所の維持管理活動の推進	資源循環推進課
5-2-8	地域清掃活動の推進	資源循環推進課
5-2-8	市民参加による河川清掃活動の支援	環境政策課・河川課
5-2-8	維持活動団体など市民との協働による適切な公園や緑道の維持管理	公園緑地課
5-3-10	災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築	資源循環推進課・ 廃棄物指導課
5-3-10	他自治体との相互支援体制の強化	資源循環推進課
4-5-13 6-2-4	市民・事業者による SDGs 活動宣言制度の検討	環境政策課
6-1-2	環境サポーターの育成	環境政策課
6-1-2	環境への意識を持つ市民の参加機会の創出	環境政策課
6-2-3	地域と連携した環境保全活動の推進	学校教育部指導課
6-2-3	環境・SDGs 活動の発表機会の提供	環境政策課
6-2-4	SDGs を推進する市内企業の支援制度の検討	環境政策課
6-2-4	市民(団体)による活動の支援	環境政策課
6-2-5	市民・事業者による環境・SDGs 活動の取組状況の把握	環境政策課
6-2-5	情報発信拠点の整備などによる効果的な情報発信	環境政策課
6-2-5	全ての主体(市民・事業者・行政)による会議体の設立	環境政策課
6-2-5	会議体を中心にした連携活動の検討・実施	環境政策課
6-3-7	市による SDGs 金融商品の活用の検討	環境政策課・ 関係課所
6-3-7	SDGs に係る金融商品・サービスの取組事例の普及	環境政策課

資料-2 温室効果ガス排出量算定の関連資料

I 温室効果ガス排出量の算定方法

表 エネルギー起源 CO₂の算定方法

部門	算定方法	参考資料
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業、鉱業、建設業、製造業の4業種について個別に算定を行う。 ・ 業種別の電力・燃料需要を県内総量から按分推計し、排出係数を乗じてCO₂排出量に換算する。按分に用いる活動量は名目生産額。 ・ 排出係数は県の算定値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」 ・ 埼玉県統計課「埼玉县市町村経済計算」
業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術・業務支援サービス業、公務、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービスの12業種について個別に算定を行う。 ・ 業種別の電力・燃料需要を県内総量から按分推計し、排出係数を乗じてCO₂排出量に換算する。按分に用いる活動量は名目生産額。 ・ 排出係数は県の算定値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」 ・ 埼玉県統計課「埼玉县市町村経済計算」
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の電力・燃料需要については、電力・ガス小売完全自由化の影響によって市町村データの取得が困難になったため、統計モデルを用いて推計する。 ・ まず、県内の家庭部門における電力・燃料需要を推計するための統計モデルを構築する。次に、市町村別の社会経済データをモデルに入力し、得られる推計値を各市町村の電力・燃料需要とみなす。市町村の合計と県内総量が一致するように各市町村の電力・燃料需要を補正したのち、排出係数を乗じてCO₂排出量に換算する。 ・ 排出係数は県の算定値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」 ・ 埼玉県統計課「埼玉県推計人口」 ・ 総務省統計局「社会・人口統計体系」 ・ 総務省統計局「消費者物価指数(さいたま市、2015年基準)」 ・ 気象庁「日平均気温(熊谷)」
運輸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車は乗用車、乗合車、二輪車、貨物車の4車種について、鉄道は旅客と貨物の2区分について個別に算定を行う。 ・ 自動車の利用に伴うCO₂排出量は、車種別の燃料需要を国内総量から按分推計したのち、排出係数を乗じて算定する。按分に用いる活動量は自動車保有台数。 ・ 鉄道の利用に伴うCO₂排出量は、区分別の電力・燃料需要を国内総量から按分推計したのち、排出係数を乗じて算定する。按分に用いる活動量は人口。 ・ 排出係数は全国の算定値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」 ・ 埼玉県統計課「埼玉県統計年鑑」 ・ 埼玉県統計課「埼玉県推計人口」

出典)「市町村 GHG 排出量の新しい算定方法について」(埼玉県環境科学国際センター、2020年12月1日)次表も同様。

表 エネルギー起源 CO₂以外の温室効果ガス排出量の算定方法

排出源	ガス種類	算定方法	参考資料
工業プロセス	非エネルギー起源 CO ₂	<ul style="list-style-type: none"> セメント、生石灰、ソーダ石灰ガラスの製造に伴う CO₂ 排出量を算定の対象とする。 セメント製造に伴う CO₂ 排出量は、クリンカ生産量に排出係数を乗じて算定する。 生石灰およびソーダ石灰ガラスの製造に伴う CO₂ 排出量は、目標設定型排出量取引制度で事業所から収集した実績値を使用する。 排出係数は環境省マニュアルの掲載値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> セメント新聞社「セメント年鑑」 環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.0」 埼玉県温暖化対策課調査
一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分	非エネルギー起源 CO ₂	<ul style="list-style-type: none"> 県内の廃プラスチック由来 CO₂ 排出量を求める。焼却施設ごとの年間処理量に一般廃棄物割合、水分率、廃プラスチック率(ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類の割合)を乗じて廃プラスチック焼却量を算定したのち、排出係数を乗じて CO₂ 排出量に換算する。その後、一般廃棄物の直接焼却量を活動量とみなし、各市町村の CO₂ 排出量を按分推計する。 排出係数は環境省マニュアルの掲載値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省「一般廃棄物処理実態調査(施設設備状況、ごみ処理状況)」 環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.0」
一般廃棄物の焼却処分	CH ₄ ・N ₂ O	<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設ごとの年間処理量に排出係数を乗じて、県内の一般廃棄物由来 GHG 排出量を求める。全連続燃焼式、準連続燃焼式、バッチ燃焼式の3タイプについて個別に算定を行う。その後、一般廃棄物の直接焼却料を活動量とみなし、各市町村の GHG 排出量を按分推計する。 GHG 排出量は、ガス種別の地球温暖化係数を乗じて CO₂ 排出量に換算する。 排出係数と地球温暖化係数は環境省マニュアルの掲載値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省「一般廃棄物処理実態調査(施設設備状況、ごみ処理状況)」 環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.0」
下水処理	CH ₄ ・N ₂ O	<ul style="list-style-type: none"> くみ取り式便槽、コミュニティ・プラント、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿処理施設に由来する CH₄ と N₂O の排出量を算定の対象とする。 くみ取り式便槽、コミュニティ・プラント、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽に由来する GHG 排出量は、利用人口に排出係数を乗じて算定する。 し尿処理施設に由来する GHG 排出量は、し尿処理量に排出係数を乗じて算定する。 GHG 排出量は、ガス種別の地球温暖化係数を乗じて CO₂ 排出量に換算する。 排出係数と地球温暖化係数は環境省マニュアルの掲載値を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省「一般廃棄物処理実態調査(し尿処理状況)」 環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.0」
稲作	CH ₄	<ul style="list-style-type: none"> 水田に由来する CH₄ 排出量を算定の対象とする。 水稲の作付面積に排出係数(間欠灌漑水田)を乗じて CH₄ 排出量を算定する。 CH₄ 排出量は、地球温暖化係数を乗じて CO₂ 排出量に換算する。 排出係数と地球温暖化係数は環境省マニュアルの掲載値を使用。 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省「作物統計」 環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編 Ver. 1.0」

2 現況推計結果

(1) 市域の総排出量と市民一人当たりの温室効果ガス排出量の推移

本市の温室効果ガス排出量の推移を見ると、近年、市域からの排出量及び市民1人当たりの排出量ともに平成20年度(2008年度)から微増傾向にありましたが、基準年度である平成25年度(2013年度)以降は微減傾向にあり、最新年度の平成29年度(2017年度)は市域全体における温室効果ガス排出量は1,540千トン-CO₂/年で、基準年度比で8.6%の減少となっています。

表 越谷市の温室効果ガス排出量及び市民1人当たりの温室効果ガス排出量の推移

部門		H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	(千t-CO ₂)	
		基準年						現況年		基準年比			
産業部門	農林水産業	0.5	0.6	0.6	0.5	0.7	0.7	1.0	0.9	1.1	0.9	22.8%	
	建設・鉱業	27	33	34	31	35	32	33	38	29	29	-8.7%	
	製造業	180	158	160	201	188	168	166	179	162	152	-9.7%	
	小計	207	192	194	232	223	200	201	218	192	181	-9.4%	
業務部門		374	371	369	414	453	493	446	461	461	452	-8.4%	
家庭部門		439	413	467	509	555	554	482	498	441	480	-13.3%	
運輸部門	自動車	家庭系	238	241	241	239	240	233	224	223	223	223	-4.5%
		事業系	148	142	143	139	141	143	143	144	144	144	1.2%
	鉄道	18	18	19	21	23	24	23	23	22	21	-11.4%	
	小計	404	401	403	399	405	400	389	390	389	388	-2.9%	
エネルギー起源CO ₂ 排出量		1,424	1,377	1,433	1,555	1,636	1,647	1,518	1,566	1,483	1,502	-8.8%	
非エネルギー起源CO ₂	工業プロセス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	
	廃プラスチックの焼却	30	30	31	33	34	33	35	35	34	34	1.7%	
メタン・一酸化二窒素	一般廃棄物焼却	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	-0.6%	
	下水処理	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.3	-0.6%	
	稲作	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.3	2.3	2.1	-17.9%	
エネルギー起源CO ₂ 以外の排出量		35	36	36	39	39	39	41	40	40	39	0.2%	
越谷市域の温室効果ガス排出量		1,459	1,413	1,469	1,594	1,675	1,686	1,559	1,607	1,522	1,540	-8.6%	

	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	(t-CO ₂ /人)
	基準年						現況年		基準年比		
人口	320,802	323,886	326,881	328,749	329,712	330,428	332,745	334,693	337,181	339,677	2.8%
市民1人当たり温室効果ガス排出量	4.55	4.36	4.49	4.85	5.08	5.10	4.69	4.80	4.52	4.53	-11.1%

出典) 埼玉県、住民基本台帳(人口)より作成

※四捨五入の関係上、各項目の総和が合計値と合わない場合があります。

※排出量の算定に使用する統計資料の公表時期の関係で、排出量算定値は平成29年度(2017年度)の数値が最新値となります。

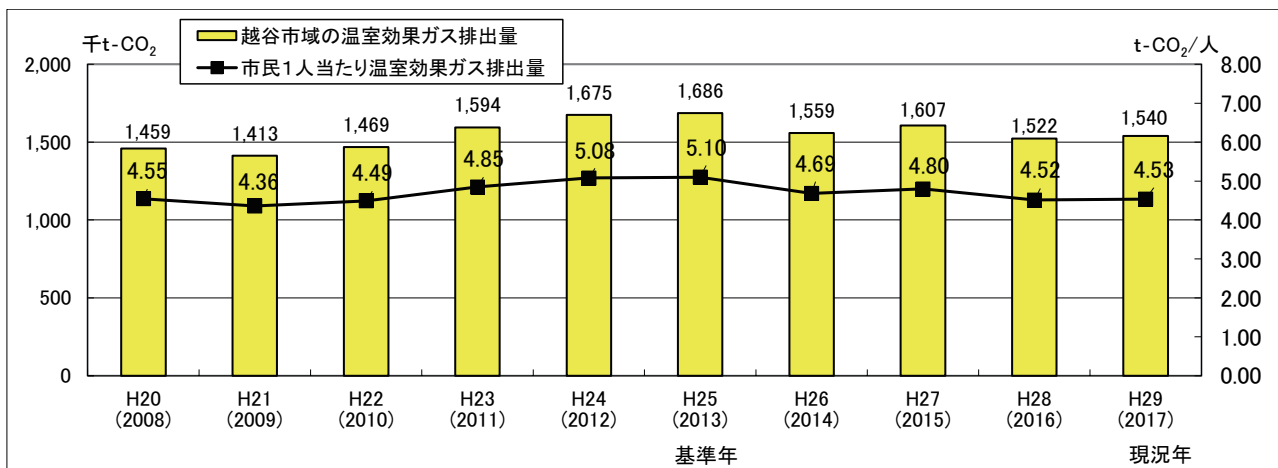
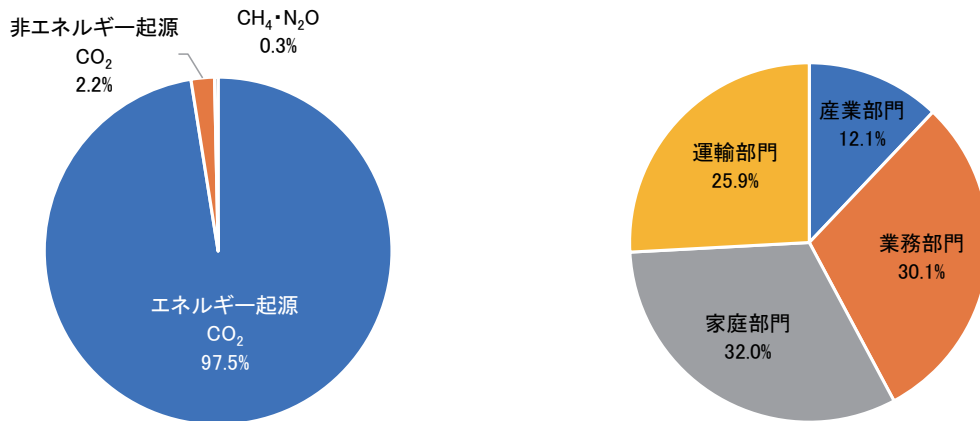


図 越谷市の温室効果ガス排出量及び市民1人当たりの温室効果ガス排出量の推移

出典) 埼玉県、住民基本台帳(人口)より作成

(2) 温室効果ガスの排出割合

本市の平成29年度(2017年度)の温室効果ガス排出量のガス種別内訳は、エネルギー起源 CO₂ が 97.5% と最も多く、次いで非エネルギー起源 CO₂ が 2.2%、残り 0.3% がメタン及び一酸化二窒素となっています。エネルギー起源 CO₂ 排出量の部門別内訳は、家庭部門 (32.0%) と業務部門 (30.1%) が多く、次いで運輸部門 (25.0%)、産業部門 (12.1%) となっています。



合計 1,540 千トン CO ₂ /年	合計 1,502 千トン CO ₂ /年
---------------------------------	---------------------------------

図 越谷市の温室効果ガス排出量のガス種別内訳 (左) 及び
エネルギー起源 CO₂ 排出量の部門別内訳 (右) (平成29年度(2017年度))
出典) 埼玉県、※四捨五入の関係上、各項目の総和が100%とならない場合があります。

(3) 部門別のエネルギー起源 CO₂ 排出量の推移

産業部門

平成20年度(2008年度)以降、産業部門からのエネルギー起源 CO₂ 及びエネルギー需要量は増減を繰り返していますが、概ね減少傾向にあります。最新年度である平成29年度(2017年度)の排出量は 181 千トン-CO₂/年で、基準年度比 9.4% の減少となっています。産業部門のうち、製造業からの排出量が最も多く、83.5% を占めます(2017年度)。

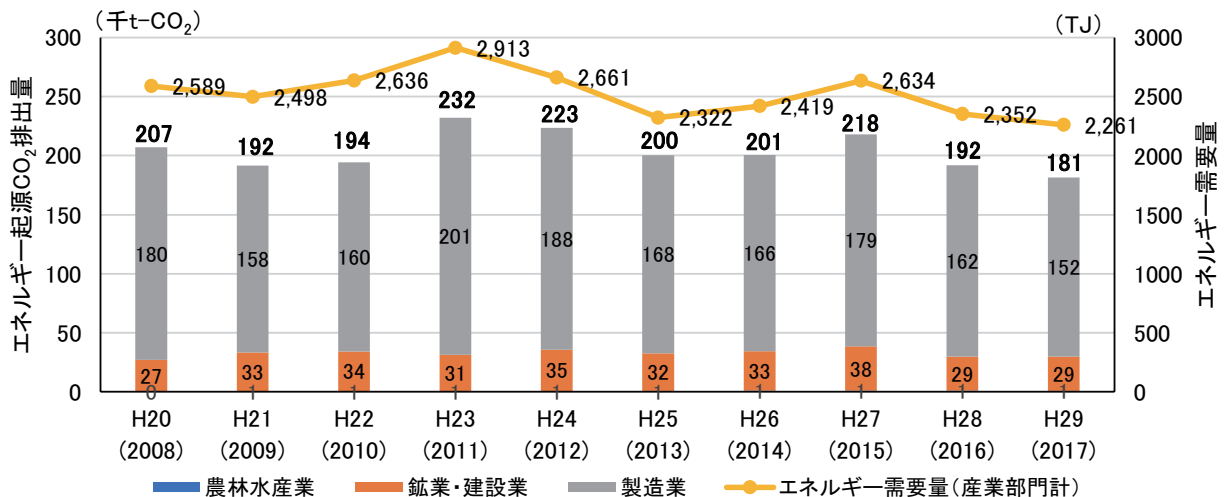
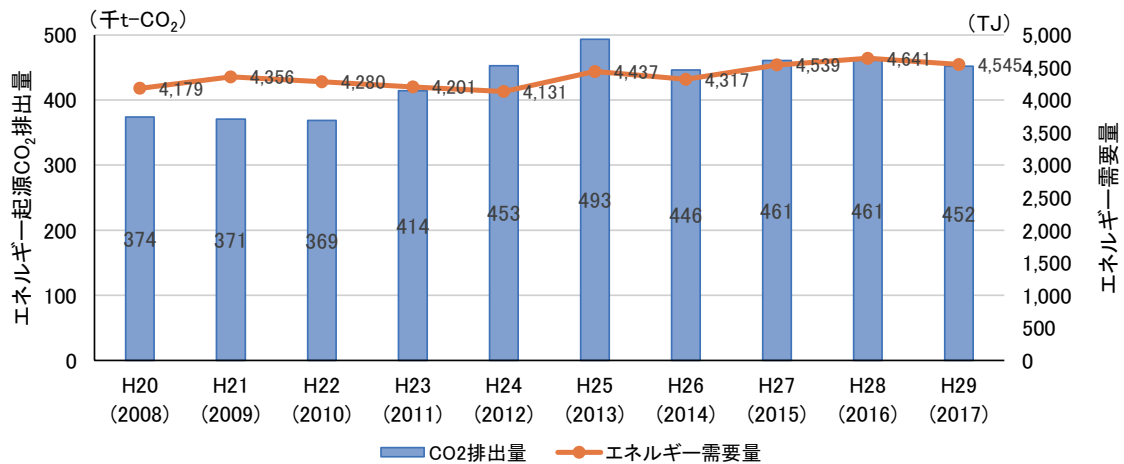
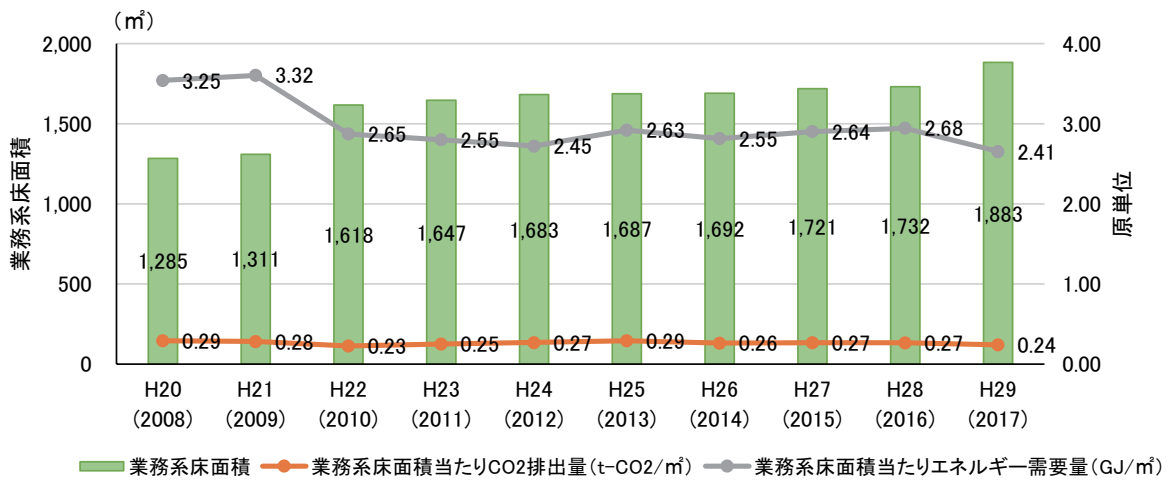


図 エネルギー起源 CO₂ 排出量及びエネルギー需要量の推移 (産業部門)

業務部門

業務系の床面積は、平成20年度(2008年度)以降常に増加しています。最新年度の平成29年度(2017年度)は1,883千㎡であり、基準年度比で11.6%増となりました。業務系床面積当たりのエネルギー起源CO₂とエネルギー需要量はいずれも減少傾向にあり、その結果、業務部門からのエネルギー起源CO₂排出量は平成25年度(2013年度)をピークに減少傾向にあります。最新年度である平成29年度(2017年度)の排出量は452千トン-CO₂/年で、基準年度比8.4%の減少となっています。

図 エネルギー起源CO₂排出量及びエネルギー需要量の推移(業務部門)図 業務系床面積と床面積当たりのエネルギー起源CO₂排出量及びエネルギー需要量の推移(業務部門)

家庭部門

本市の人口は、平成20年度(2008年度)以降常に増加しています。最新年度の平成29年度(2017年度)は339,677人であり、基準年度比で2.8%増となりました。市民1人当たりのエネルギー起源CO₂とエネルギー需要量は微減傾向で推移しています。最新年度である平成29年度(2017年度)の家庭部門からのエネルギー起源CO₂排出量は480千トン-CO₂/年で、基準年度比13.3%の減少となっています。

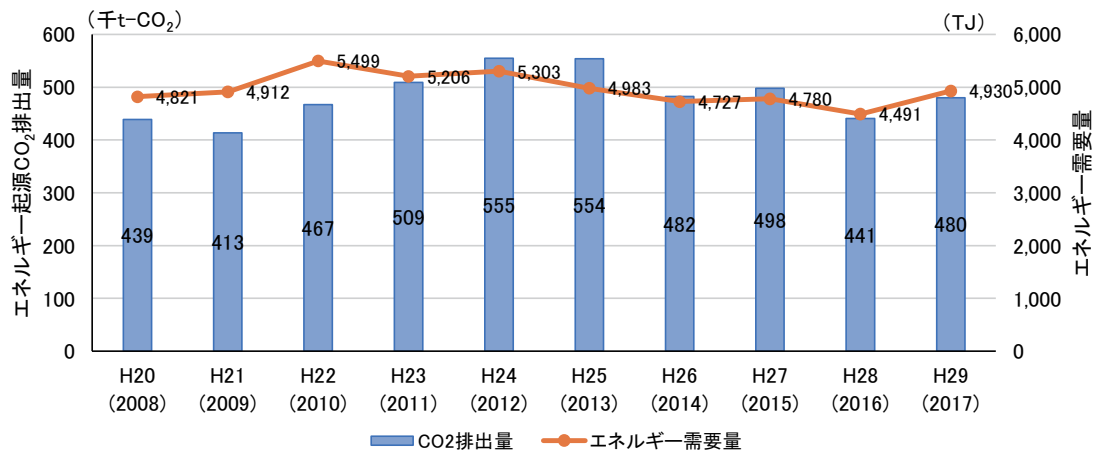


図 エネルギー起源 CO₂ 排出量及びエネルギー需要量の推移 (家庭部門)

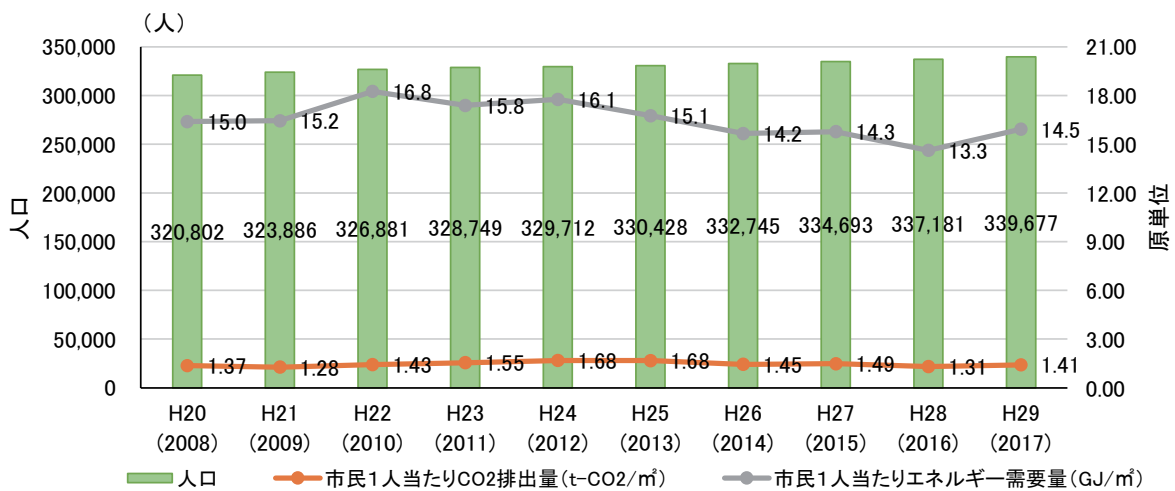


図 人口と市民1人当たりのエネルギー起源 CO₂ 排出量及びエネルギー需要量の推移 (家庭部門)

運輸部門

平成 20 年度(2008 年度)以降、運輸部門からのエネルギー起源 CO₂ 及びエネルギー需要量は減少傾向にあります。最新年度である平成29年度(2017年度)の排出量は388千トン-CO₂/年で、基準年度比2.9%の減少となっています。運輸部門のうち、自動車からの排出量が最も多く、94.5%を占めます(2017年度)。

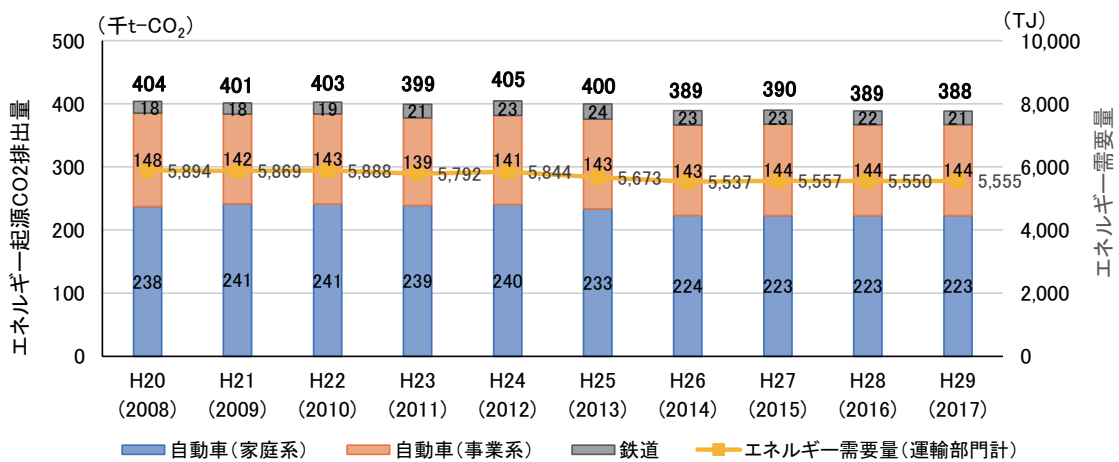


図 エネルギー起源 CO₂ 排出量及びエネルギー需要量の推移 (運輸部門)

3 将来推計

現状から特段の対策を行わない場合（現状趨勢ケース※）の令和12年度（2030年度）における現状趨勢推計を行いました。推計は、各部門における温室効果ガスの排出量と関連性の深いと考えられる値（活動量）の令和12年度（2030年度）における予測値を現況年度である平成29年度（2017年度）の活動量当たりの温室効果ガス排出量に乗じることで求めました。

この推計結果から、現状から特段推計を行わなかったと仮定すると基準年度（平成25年度（2013年度））より8.6%減少、現況年度（平成29年度（2017年度））より0.1%増加すると推計されます。

※現状趨勢ケース

追加的な対策を見込まずインフラなどは現状のものを使い続けるという前提で、人口や経済成長などの影響（活動量）のみが変化するという考え方にに基づき将来の温室効果ガス排出量を予測すること。

表 越谷市の温室効果ガス排出量の将来推計結果（現状趨勢ケース）

		温室効果ガス排出量(千t-CO ₂)			増減率	
		基準年度 H25 (2013)	現況年度 H29 (2017)	目標年度 R12 (2030)	(基準年度 →R12(2030))	(現況年度 →R12(2030))
エネ起源 CO ₂	産業部門	200	181	164	-18.2%	-9.7%
	業務部門	493	452	480	-2.7%	6.2%
	家庭部門	554	480	475	-14.3%	-1.1%
	運輸部門	400	388	384	-3.8%	-1.0%
エネ起源 CO ₂ 以外		39	39	38	-0.8%	-1.0%
合計		1,686	1,540	1,541	▲8.6%	0.1%
増減率(基準年比)			▲8.6%	▲8.6%		

※四捨五入の関係上、各部門の総和が合計と合わない場合があります。

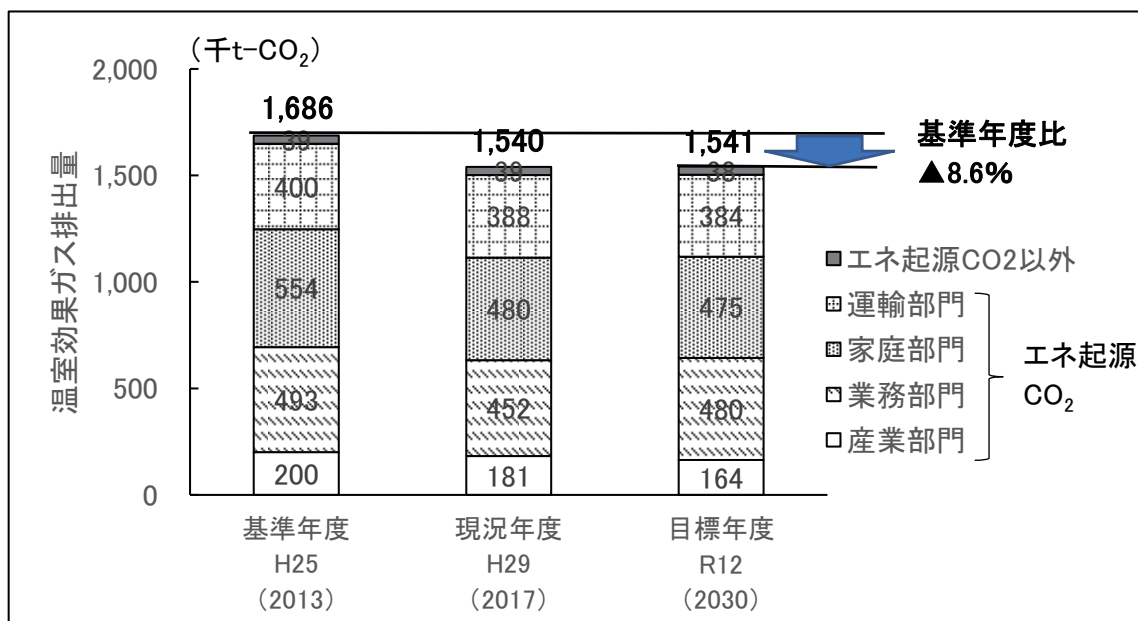


図 越谷市の温室効果ガス排出量の将来推計結果（現状趨勢ケース）

【参考】本市における活動量の変化について

現状から特段の対策を行わない場合の令和12年度(2030年度)における温室効果ガス量(現状趨勢値)は、現況年度(平成29年度(2017年度))とほぼ変わらない1,541千トン-CO₂と推計されます。部門別でみると、産業部門で減少し、業務部門で増加すると見込まれています。

これは、本市における製造品出荷額が減少傾向にあることと、他方業務系床面積が増加傾向にあることが要因と考えられます。

表 温室効果ガス排出量現状趨勢の推計のための活動量の設定一覧

			活動量	活動量の変化			
				基準年度 H25 (2013)	現況年度 H29 (2017)	目標年度 R12 (2030)	変化率 H29(2017) →R12(2030)
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	製造品出荷額(万円)	20,666,370	21,746,057	17,977,031	▲21.0%
		農林水産業	-(設定なし)				
		建設・鉱業	-(設定なし)				
	業務部門		業務系床面積(m ²)	1,687,447	1,882,750	1,998,772	5.8%
	家庭部門		人口(人)	326,884	339,677	336,100	▲1.1%
	運輸部門	自動車	人口(人)	326,884	339,677	336,100	▲1.1%
		鉄道	-(設定なし)				
エネルギー起源 CO ₂ 以外	工業プロセス		-(設定なし)				
	廃プラスチック焼却						
	一般廃棄物焼却		人口(人)	326,884	339,677	336,100	▲1.1%
	下水処理						
	稲作		-(設定なし)				

※-(設定なし)：活動量の設定が難しくかつ排出量が少ないため、将来推計は行わず現況年度平成29年度(2017年度)一定とした。

※人口(将来値)：「第5次越谷市総合振興計画基本構想」(令和3年(2021年)3月)の「人口の見通し」による

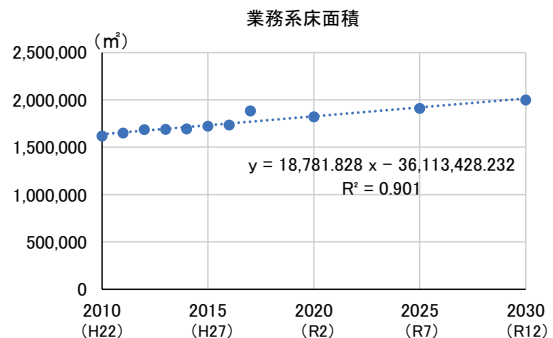
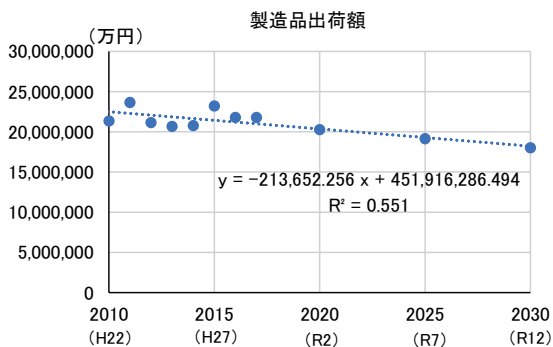


図 本市における製造品出荷額と業務系床面積の将来推計(現状趨勢)

4 国や埼玉県と連携した対策を考慮した削減量の推計

「地球温暖化対策計画」(平成28年度(2016年度)5月)において想定される対策を踏まえ、国や埼玉県と連携した場合の対策削減量を推計し、その結果を基に各部門の温室効果ガス排出量の対策目標値を設定しました。

国や埼玉県と同等の平成25年度(2013年度)比 26%削減を達成するためには、現況年度から 293 千トン-CO₂の温室効果ガスの削減が必要となります。

表 温室効果ガス排出量の部門別対策目標値 (千トン-CO₂)

		基準年度 H25 (2013)	現況年度 H29 (2017)	【現状趨勢】 目標年度 R12 (2030)	【対策目標値】 目標年度 R12 (2030)	変化率 H25(2013) →R12(2030)
エネ起源 CO ₂	産業部門	200	181	164	164	▲18.2%
	業務部門	493	452	480	336	▲31.8%
	家庭部門	554	480	475	381	▲31.2%
	運輸部門	400	388	384	328	▲18.0%
エネ起源 CO ₂ 以外		39	39	38	38	▲0.8%
合計		1,686	1,540	1,541	1,248	▲26.0%
増減率(基準年比)			▲8.6%	▲8.6%	▲26.0%	
増減率(現況年比)					▲19.0%	

表 温室効果ガス排出量の国や県と連携した主な削減対策と削減量の推計結果

		部門における主な対策	削減量 (千トン-CO ₂)
排出源対策			
エネ起源 CO ₂	産業部門	<i>産業用機器の高効率化</i> SDGs 活動宣言制度の実施 等	18 (14.4)
	業務部門	機器の省エネ性能の向上 高効率照明の導入 事業用太陽光発電の導入 SDGs 活動宣言制度の実施 等	115 (43.4)
	家庭部門	住宅における省エネ基準適合 住宅用太陽光発電への補助 環境に配慮したライフスタイルの選択・省エネ行動の普及 再生可能エネルギー電力の利用拡大 等	99 (9.6)
	運輸部門	次世代自動車の普及 公用車への電気自動車(EV)の導入推進 等	60 (0.01)
エネ起源 CO ₂ 以外	廃棄物	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進 等	0.4
	その他	冷凍空調機器からのフロン類の漏洩防止・回収促進 等	(0.25)
合計			293
<参考>吸収源対策			
吸収源対策	緑化の推進 森林環境教育の実施 等		- (22.9)

※斜体文字の施策は、本計画の実施施策には含まれないが、国や埼玉県の取組のなかで削減が期待されるもの

※削減効果の丸括弧内の値は、市の単独施策による見込み効果の推計値

表 市の単独施策による温室効果ガス排出量の削減量の推計結果一覧 (千トン-CO₂)

削減取組		産業部門	業務部門	家庭部門	運輸部門	廃棄物部門	吸収源対策	合計
1-1 エネルギーの効率的な利用								
① 環境に配慮した行動の推進								
	地球温暖化の理解促進	—	—	0.2	—	—	—	0.2
	「COOL CHOICE」の推進	0.3	0.6	0.5	—	—	—	1.4
② 建築物や機器・設備の省エネ化								
	建築物・設備等の省エネ化の普及啓発	—	—	0.7	—	—	—	0.7
	行政における導入と支援等	—	0.001	—	—	—	—	0.001
1-2 再生可能エネルギーの導入拡大								
③ 太陽エネルギーの導入拡大								
	住宅等への導入拡大	13.9	41.7	5.7	—	—	—	61.3
	公共施設への導入拡大	—	0.4	—	—	—	—	0.4
④ エネルギーレジリエンスの強化								
	蓄電池の導入拡大	—	—	—	0.01	—	—	0.01
	災害時における再生可能エネルギーの活用	0.1	0.3	—	—	—	—	0.4
	事業者との連携強化	—	—	—	—	—	—	—
⑤ その他のエネルギーの利用促進								
	その他のエネルギーの利用推進	0.1	0.3	—	—	—	—	0.4
1-3 再生可能エネルギーへの転換								
⑥ 再生可能エネルギー電力の利用促進								
	再生可能エネルギー電力利用の普及啓発	—	—	0.1	—	—	—	0.1
	再生可能エネルギー電力の利用拡大	—	—	2.4	—	—	—	2.4
1-4 二酸化炭素吸収源の拡大								
⑦ カーボンオフセット等の取組促進								
	二酸化炭素吸収源となる森林の保全	—	—	—	—	—	0.3	0.3
⑧ 都市緑化の推進								
	壁面緑化の推進	—	—	—	—	—	—	—
	持続性の高い緑地面積の確保	—	—	—	—	—	22.7	22.7
1-5 都市基盤と交通ネットワークの形成								
⑨ 徒歩・自転車利用の促進								
	自転車走行環境の整備	—	—	—	—	—	—	—
⑩ 公共交通機関の環境整備								
	公共交通の整備・充実	—	—	—	—	—	—	—
1-6 ごみの発生抑制の推進								
⑪ 分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進								
	分別の徹底	—	—	—	—	0.18	—	0.18
	生ごみの減量	—	—	—	—	—	—	—
	プラスチックごみの発生抑制	—	—	—	—	0.07	—	0.07
	減量・リサイクルの推進	—	—	—	—	—	—	—
	食品ロスの削減	—	—	—	—	—	—	—
1-7 革新的な取組の探求								
⑫ 革新的な取組の探求								
	時代の変化に対応した取組の探求	—	—	—	—	—	—	—
	新たな技術を活用した取組の探求	—	—	—	—	—	—	—
2-3 気候変動に対する適応力の向上								
⑥ 渇水対策の推進								
	雨水の利活用の促進	—	0.1	—	—	—	—	0.1
削減取組による削減量の合計値		14.4	43.4	9.6	0.01	0.25	22.9	90.6

※ 「—」：削減量の算定が困難なもの

資料-3 市民アンケート調査結果

1 アンケート調査の実施概要

調査の目的

- ・ 平成22年度(2010年度)に実施されたアンケート調査と比較を行い、市民の環境意識の変化を把握する。
- ・ 環境施策及びSDGs(持続可能な開発目標)に関して、市民の認知・関心やニーズを把握し、改定環境管理計画に反映する。
- ・ 環境施策及びSDGsの周知を行うツールとして活用する。

回収状況

- ・ 回答率 19.1%(回収数 381 件)

表 アンケート実施概要

	市民
配布数	2,000 人
抽出方法	越谷市在住の満 18 歳以上の男女を無作為抽出 ※回収数を確保するため「広報こしがや」「越谷市 city メール」「市のイベント」により配布
配布・回収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象に対して紙面により配布 ・ 広報誌への掲載と越谷 city メールによる配布 ・ WEB による回収
実施期間	令和元年(2019年)8月30日(金)~9月17日(火)

結果の見方

- ・ 集計表の回答比率は、小数点第 2 位を四捨五入し、第 1 位までを表示している。したがって合計が 100.0%にならない場合がある。また、複数回答(選択肢からいくつでも選ぶ形式)の質問では、回答比率が 100.0%を超える場合がある。
- ・ 本文図表及び集計表の n は原則として回答者数を表している。設問ごとに回答者数(n)を基数として比率を算出している。
- ・ 今年度アンケートの調査結果と平成22年度(2010年度)調査の結果が比較できる項目については、その調査結果をグラフ上に示した。

2 アンケートの調査結果

2.1 回答者属性

問1 あなたの性別を次の中から1つお選びください。

- ・ 「男性」177/381人(46.5%)に比べ、「女性」203/381人(53.3%)の方が多い。
n=381

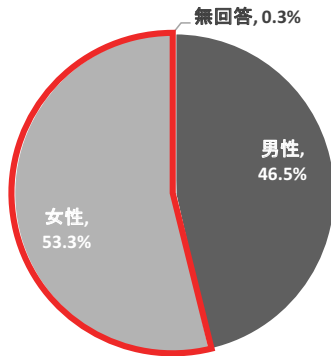


図 性別

問2 あなたの年齢を次の中から1つお選びください。

- ・ 「40歳代」99/381人(26.0%)が最も多く、次いで「50歳代」76/381人(19.9%)。
※回収数を確保するため「広報こしがや」「越谷市cityメール」「市のイベント」においても配布を行っているため、回答者に20歳未満が含まれている。
n=381

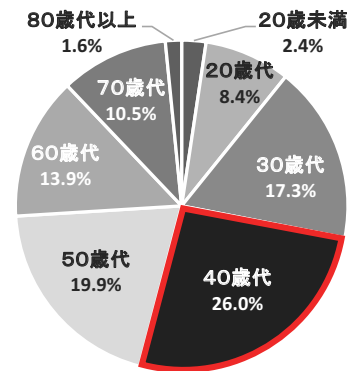


図 年代

問3 あなたは、越谷市にお住まいになって、何年になりますか。次の中から1つお選びください。

- ・ 居住年数は、「30年以上」が158/381人(41.5%)と最も多い。
n=381

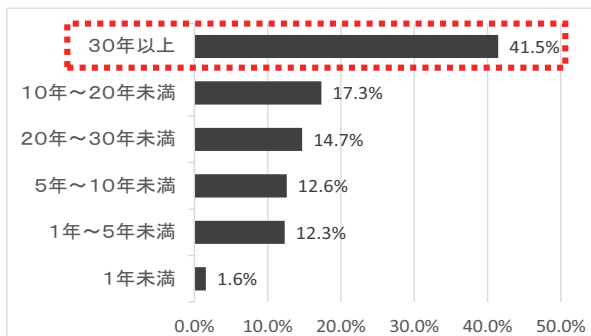


図 居住年数

問4 あなたのお住まいは、どの地区ですか。次の中から1つお選びください。

- ・ 「越ヶ谷地区」52/381人(13.6%)が最も多く、次いで「大袋地区」48/381人(12.6%)。
n=381

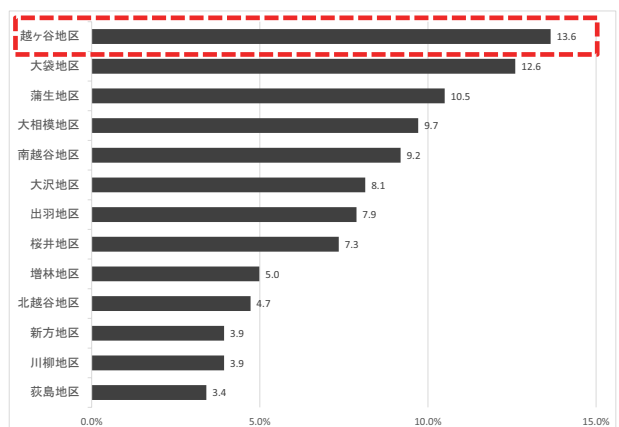


図 居住地区

2.2 環境全般に関する認知度・理解度

問6 次の用語について、どの程度知っていますか。用語ごとに、「内容まで知っている」「内容はある程度知っている」「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」「知らない」から1つずつお選びください。

- 「マイクロプラスチック問題」を除く、6つの用語について「知らない」人の割合が最も高い。
- 特に「越谷市環境管理計画」「越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「SDGs（持続可能な開発目標）」については、「知らない」人が6割。
- 「SDGs（持続可能な開発目標）」について全国調査と比較すると、「知らない」が24ポイント高い。
- 居住年数別にみると、居住年数が短い人ほど、環境に関する用語について「知らない」と回答する割合が高い。
- 居住地区別にみると、北越谷地区に居住する回答者は、他の地区に比べ環境に関する用語について「知らない」と回答する割合が高い。

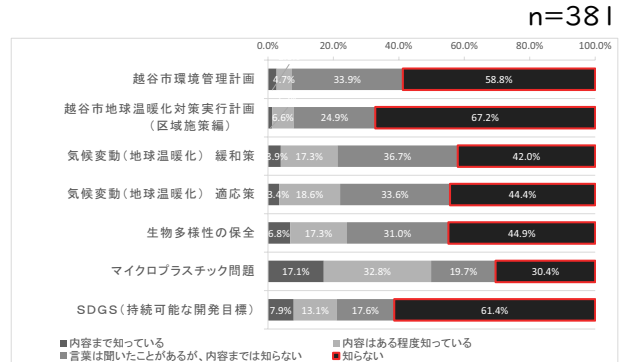


図 用語の認知度

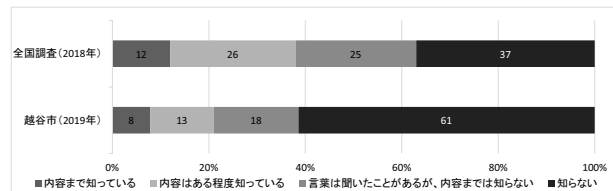


図 SDGsの認知度の全国調査との比較

出典)「SDGsに関する意識調査」(令和元年度(2019年)3月、一般財団法人経済広報センター)

問7 次の環境問題への対策について、将来を見据えてどうしたら良いと思いますか。環境問題への対策ごとに、「今すぐ対応するべきだ」「対応するべきだが、急ぐ必要はない」「現在の対策を続けていけば問題ない」「状況が悪化してから対応すれば良い」「特に対応する必要はない」から1つずつお選びください。

- 全ての環境問題について、「今すぐ対応するべきだ」と思っている人が5割を超えている。
- 特に「気候変動の影響による気温上昇に対して、熱中症予防などを行い、被害を回避・軽減する」「海洋生物や生態系に対して、海洋へ流出するプラスチックに含まれる微細なプラスチック粒子の影響を与えないようにする」は、「今すぐ対応するべきだ」と思っている人が7割を超えている。

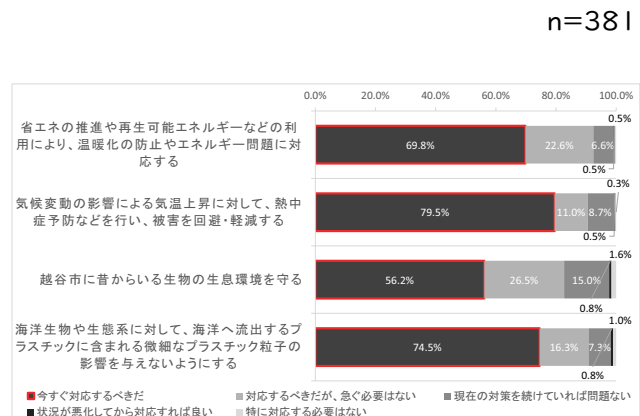


図 環境問題への対策について

2.3 越谷市の環境の現状

問8 越谷市で自慢できるものや残したい場所はどこですか。次の中から3つお選びください。

- ・越谷市で自慢できるものや残したい場所は、「越谷レイクタウン」156件(40.9%)が最も多く、次いで「宮内庁埼玉鴨場」133件(34.9%)、「交通の利便性(鉄道網の充実等)」133件(34.9%)。

回答件数 1,469 件

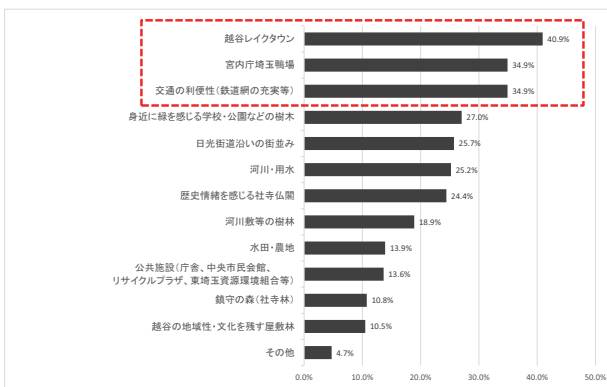


図 越谷市で自慢できるものや残したい場所

問9 お住まいの地域の環境は、過去(5~10年前)と比較して良くなっていると感じますか。次の中から1つお選びください。

- ・地域の環境は、過去(5~10年前)と比較して「変わっていない」119/381人(31.2%)が最も多く、次いで「どちらかといえば良くなっている」115/381人(30.2%)。

n=381

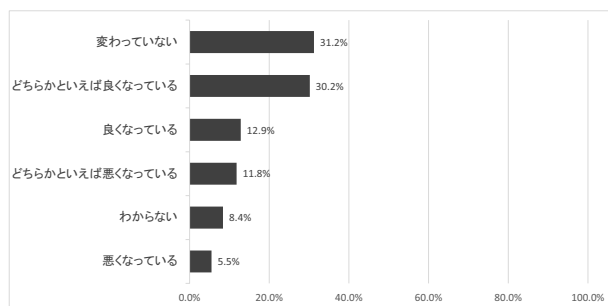


図 居住地域の環境の変化

問10 越谷市環境管理計画では、5つの基本目標を立てて取組を進めています。基本目標の代表的な取組について、どのように感じますか。基本目標ごとに、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」「わからない」から1つずつお選びください。

基本目標	取組の方向性
1 基本目標1 「安全で安心して暮らせる生活環境を守るまち」	きれいな空気や水の保全 (大気汚染物質の削減、公共下水道の整備など)
2 基本目標2 「資源やエネルギーを大切にし、エコな暮らしを実現するまち」	環境にやさしいライフスタイルの実践 (再生可能エネルギーの活用、公共交通機関の利用など)
3 基本目標3 「多様で豊かな自然の恵みを次世代へつなげるまち」	多様な動植物が生息・生育する豊かな自然の保全 (ビオトープの整備など)
4 基本目標4 「潤いと安らぎがある、住み続けたいまち」	越谷の歴史や文化、優れた景観の保全 (文化財の保全・活用、農地の保全など)
5 基本目標5 「市民みんなの協働で、だれもが環境保全に参加するまち」	市民、事業者・市民団体が主体的に環境保全活動を実施 (子どもへの環境教育、グリーン購入など環境に配慮した企業の育成・普及など)

- ・「基本目標4 潤いと安らぎがある、住み続けたいまち」の満足度が最も高く(「満足」と「やや満足」回答割合が57.0%)、次いで「基本目標1 安全で安心して暮らせる生活環境を守るまち」となっている。

n=381

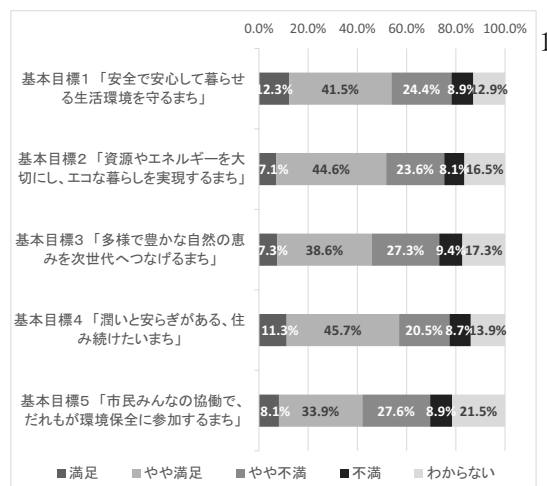


図 基本目標に対する満足

問11 SDGsの17のゴールについて、越谷市が達成できていると思うゴールを3つお選びください。また、越谷市が重点的に取り組むべきだと思うゴールを3つお選びください。

SDGsの17のゴール	自治体が実施する取組例
ゴール1 貧困をなくそう	すべての市民の必要最低限の暮らしの確保
ゴール2 飢餓をゼロに	農業や家畜などの食料生産の支援
ゴール3 すべての人に健康と福祉を	住民の健康維持といった保健福祉行政
ゴール4 質の高い教育をみんなに	学校教育と社会教育の両面の取組
ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう	弱者の人権を守る取組の実施や女性職員の起用
ゴール6 安全な水とトイレを世界中に	水源地の環境保全
ゴール7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	公共建築物への省エネ・再エネの導入、住民の省エネ・再エネ対策の推進
ゴール8 働きがいも経済成長も	経済成長戦略の策定、勤務環境の改善、労働者の待遇改善
ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう	地元企業の支援を、地域経済の活性化戦略として推進
ゴール10 人や国の不平等をなくそう	差別や偏見の解消の推進
ゴール11 住み続けられるまちづくりを	安全で持続可能なまちづくりの推進
ゴール12 つくる責任つかう責任	持続可能な資源利用、食品ロス削減
ゴール13 気候変動に具体的な対策を	気候変動の影響による被害の回避・軽減、地球温暖化の防止
ゴール14 海の豊かさを守ろう	海洋へのごみ流出の防止
ゴール15 陸の豊かさを守ろう	自然生態系の保護と土地利用計画
ゴール16 平和と公正をすべての人に	市民参加型の行政の推進、暴力や犯罪の防止
ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう	多様な主体を結びつけ、パートナーシップを推進

- 越谷市が達成できていると思うゴールは、「ゴール3すべての人に健康と福祉を」135件(35.4%)が最も多く、次いで「ゴール6安全な水とトイレを世界中に」131件(34.4%)、「ゴール1貧困をなくそう」125件(32.8%)。
- 越谷市が重点的に取り組むべきだと思うゴールは、「ゴール4質の高い教育をみんなに」110件(28.9%)が最も多く、次いで「ゴール1貧困をなくそう」109件(28.6%)、「ゴール3すべての人に健康と福祉を」108件(28.3%)。

回答件数 1,441 件

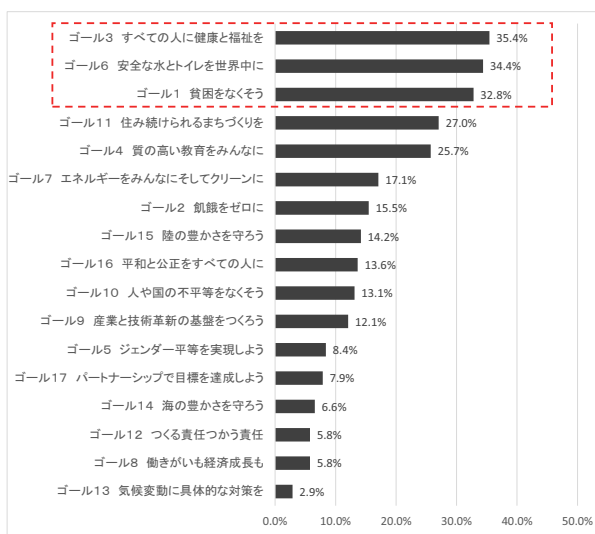


図 越谷市が達成できていると思うゴール

回答件数 1,509 件

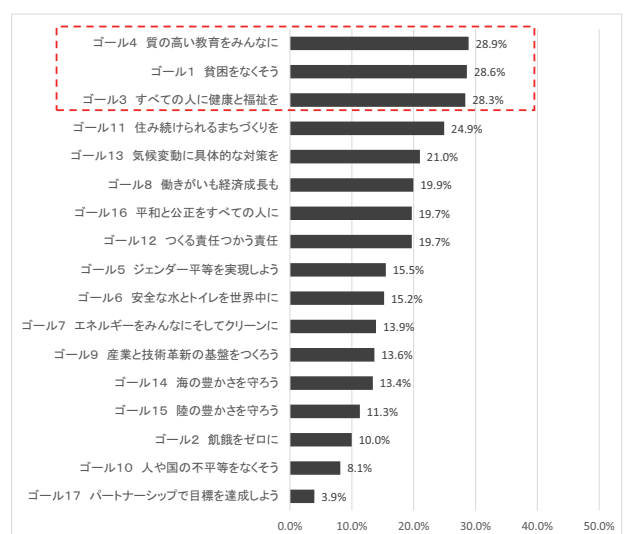


図 越谷市が重点的に取り組むべきだと思うゴール

2.4 越谷市の環境の今後の方向性

問12 将来の越谷市がどのようなまちになったら良いと思いますか。次の中から3つお選びください。

- 越谷市が「きれいな水やみどりに囲まれた、健康に暮らせるまち」になったら良いと思う人が 240 件 (63.0%) と最も多く、次いで「環境教育・学習の場が確保され、環境にやさしい人づくりが進められている」130 件 (34.1%)、「公害のない安心して暮らせるまち」122 件 (32.0%)。

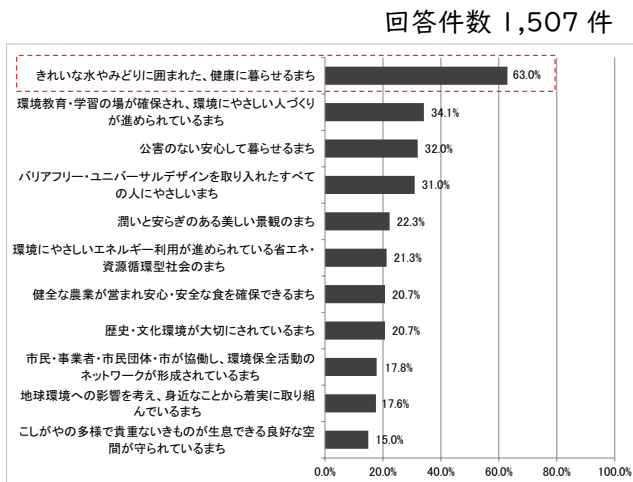


図 将来の越谷市について

問13 越谷市のより良い環境づくりのための施策への協力について、どのようにお考えですか。次の中から1つお選びください。

- より良い環境づくりのための施策への協力は、「内容によっては協力しても良い」が 151/381 人 (39.6%) と最も多い。

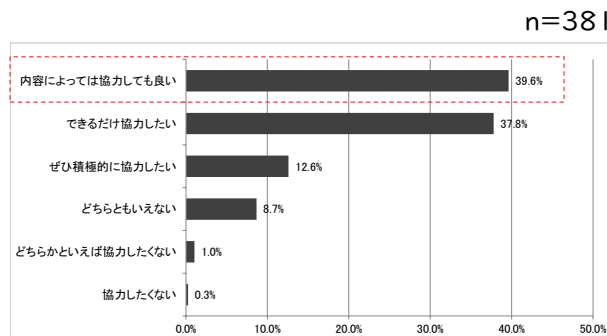


図 環境施策への協力について

問14 越谷市の環境を良くするために、優先して取り組むべきだと思う施策はどれだと思いますか。次の中から3つお選びください。

- 優先して取り組むべきだと思う施策は、「水環境の保全・創造（水質汚濁物質の削減指導や生活排水対策の啓発等）」121 件 (31.8%) が最も多く、次いで「廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）と適正処理の推進」113 件 (29.7%)。

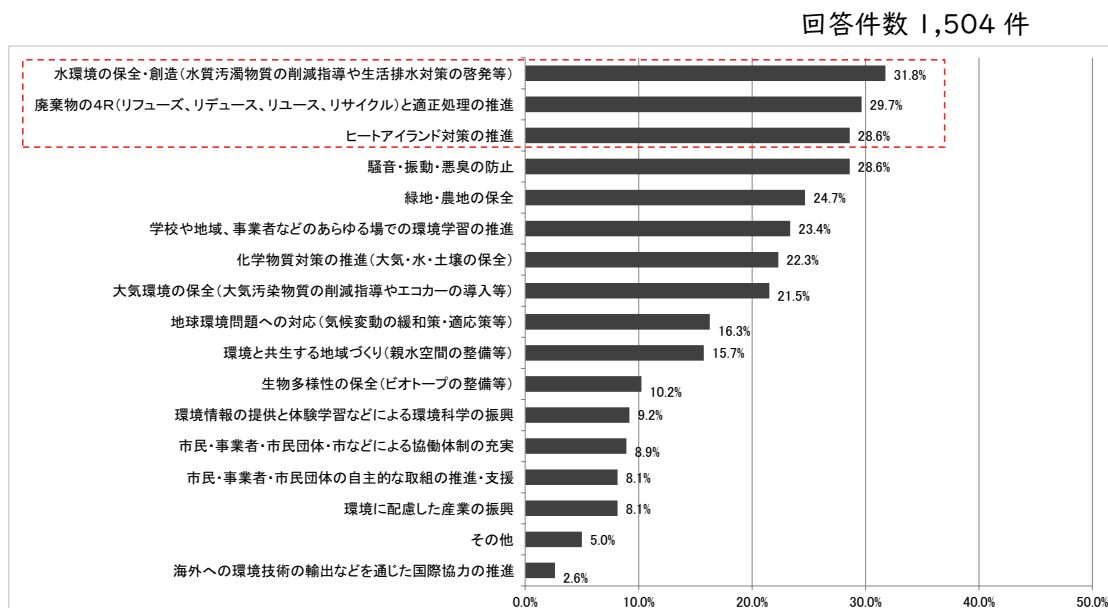


図 優先して取り組むべきだと思う施策

2.5 環境に関する取組の状況

問15 日頃の暮らしの中で、環境に対する工夫や努力をされていますか。次の中からすべてお選びください。

- 日頃の暮らしの中で、環境に対する工夫や努力していることは、「ごみの正しい分別や資源のリサイクルを積極的に行う」301件(79.0%)が最も多く、次いで「買物にマイバッグやかごを持参する」293件(76.9%)、「こまめに電灯スイッチを切る、エアコンの設定温度を一度上げるなど、省エネ・節電行動をとっている」230件(60.4%)。

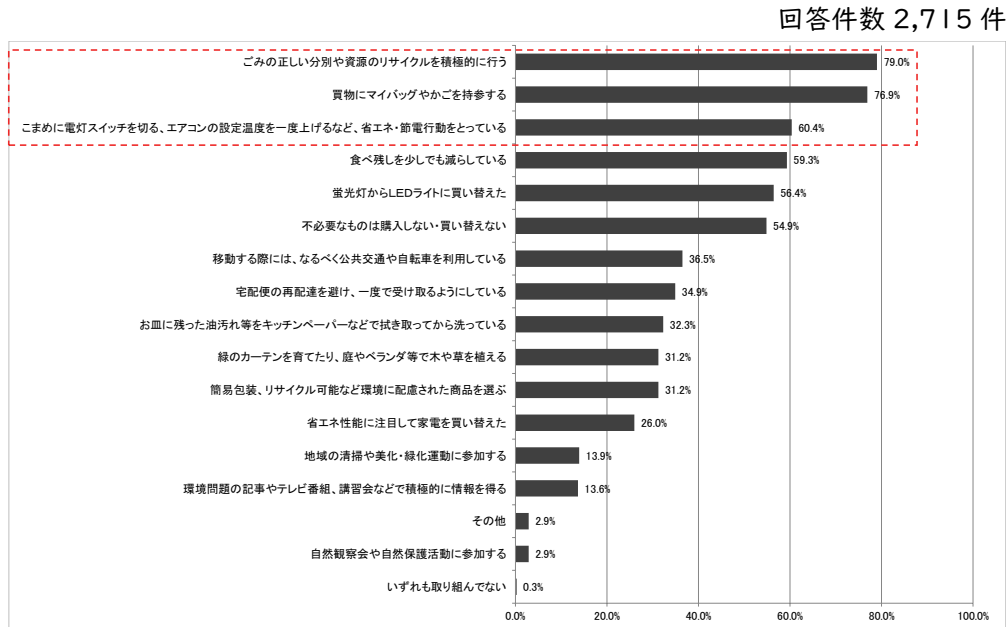


図 環境に対する工夫や努力

問16 越谷市内で市や団体が行う環境イベントや事業について、参加したことはありますか。次の中からすべてお選びください。

- 越谷市内で市や団体が行う環境イベントや事業への参加については、「いずれも参加したことがない」285件(74.8%)が最も多く、次いで「清掃活動(クリーン大作戦、オオオナモミ除去活動等)」64件(16.8%)。

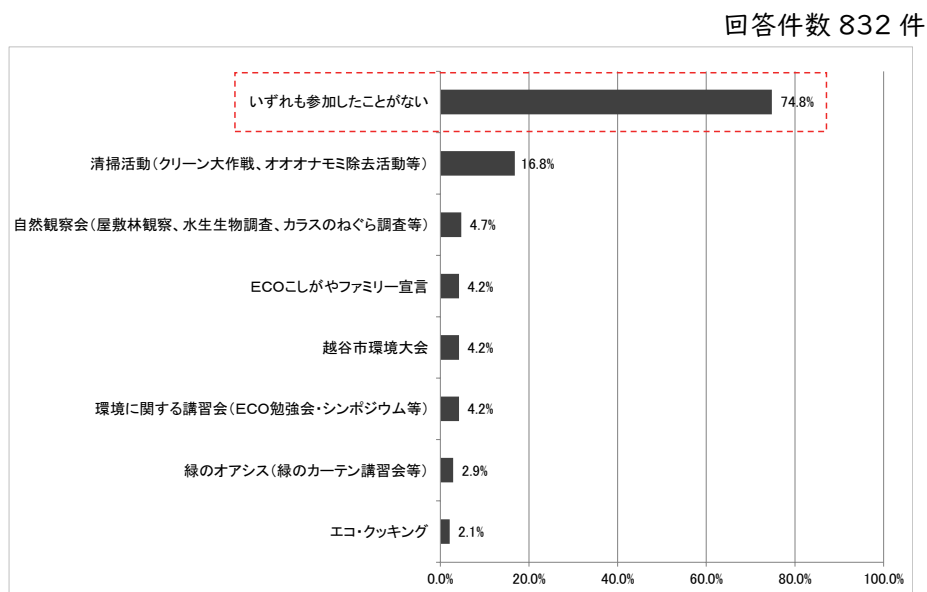
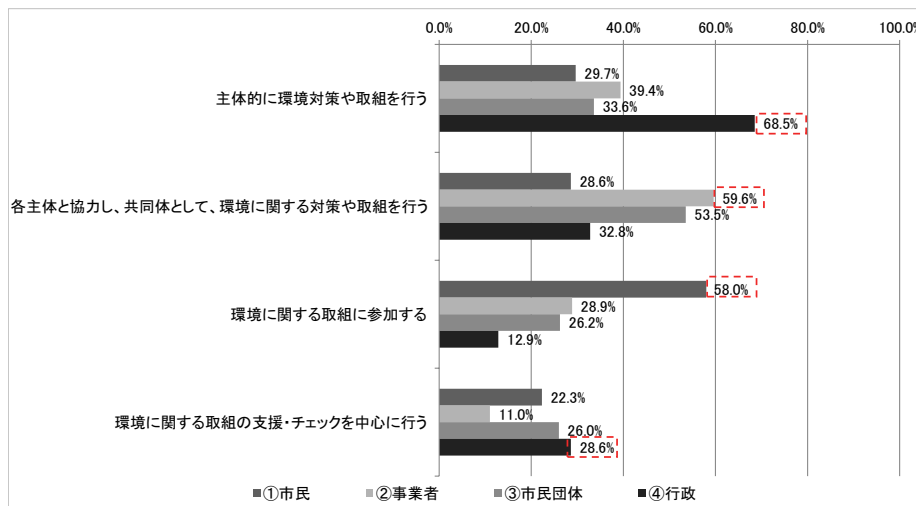


図 環境イベントや事業への参加

2.6 各主体の環境に関する取組事項

問17 越谷市の環境を良くしていくうえで、各主体の取組が重要になります。「市民」「事業者」「市民団体」「行政」のそれぞれの主体が取り組むべきだと思う事項を1～4から3つお選びください。

- ・ 「主体的に環境対策や取組を行う」べきだと思う主体は、「行政」261件(68.5%)が最も多い。
- ・ 「各主体と協力し、共同体として、環境に関する対策や取組を行う」べきだと思う主体は、「事業者」227件(59.6%)が最も多い。
- ・ 「環境に関する取組に参加する」べきだと思う主体は、「市民」221件(58.0%)が最も多い。
- ・ 「環境に関する取組の支援・チェックを中心に行う」べきだと思う主体は、「行政」109件(28.6%)が最も多い。



1 主体的に環境対策や取組を行う	回答件数 652 件
2 各主体と協力し、共同体として環境に関する対策や取組を行う	回答件数 665 件
3 環境に関する取組に参加する	回答件数 480 件
4 環境に関する取組の支援・チェックを中心に行う	回答件数 335 件

図 各主体が取り組むべき事項

資料-4 越谷市環境審議会委員名簿

越谷市環境審議会委員名簿

委嘱期間 令和元年(2019年)6月25日から令和3年(2021年)6月25日まで

(敬称略) 【◎会長、○副会長】

【区分】	【基準】	【氏名】	【役職名】
条例第26条第2項 第1号委員	商工業団体を代表する者	まつ ぎき よし かず 松 崎 義 一	越谷商工会議所 常議員
	商工業団体を代表する者	お がわ まさる 小 川 優 わた なべ とも こ 渡 辺 智 子※	東京電力パワーグリッド(株) 川口支社 草加事務所長 ※令和2年(2020年)10月1日に交代
	商工業団体を代表する者	たけ おら みつ お 竹 村 光 生	東彩ガス(株) 取締役
条例第26条第2項 第2号委員	農業団体を代表する者	すず き たけ お 鈴 木 武 夫	越谷市農業団体連合会 副会長
条例第26条第2項 第3号委員	学識経験者	こ まつ とし こ ◎小 松 登志子	埼玉大学 名誉教授
	学識経験者	ふな やま とも よ 船 山 智 代	文教大学 教育学部 准教授
	学識経験者	はまもと みつづぐ ○浜 本 光 紹	獨協大学 経済学部 教授
	学識経験者	あお やぎ 青 柳 みどり	国立環境研究所 社会環境システム研究センター 統合環境経済研究室 主席研究員
	学識経験者	しま だ とも ひで 嶋 田 知 英	埼玉県環境科学国際センター 研究企画室長
	学識経験者	み さわ よし みち 三 澤 善 道	特定非営利活動法人越谷ふるさと プロジェクト 代表
	学識経験者	なか だ ゆき こ 中 田 幸 子	公益財団法人 埼玉県生態系保護 協会 越谷支部長
	学識経験者	いし い ひで お 石 井 秀 夫	越谷市環境推進市民会議 理事
条例第26条第2項 第4号委員	公 募	しら とり ゆき こ 白 鳥 雪 子	市 民
	公 募	む かさ はじめ 向 笠 肇	市 民
	公 募	やま べ なお き 山 部 直 喜	市 民

環境審議会特別部会委員名簿

委嘱期間 令和元年(2019年)10月25日から計画の調査、審議が終了するまで

(敬称略) 【◎部会長、○副部会長】

【区 分】	【基 準】	【氏 名】	【役職名】
環境審議会の 指名する 委員	学識経験者	はまもと みつづぐ ◎浜本 光紹	獨協大学 経済学部 教授
	学識経験者	しまだ ともひで ○嶋田 知英	埼玉県環境科学国際センター 研究企画室長
臨時委員	市民団体	たちわだ とおる 立和田 徹	越谷市環境推進市民会議 理事
	学識経験者	おおたけ のぶ お 大竹 伸郎	獨協大学 環境共生研究所 主任研究員
	学識経験者	ごみ けい 五味 馨	国立環境研究所 福島支部 地域環境創生研究室 主任研究員
	学識経験者	さいとう みつあき 斉藤 光明	NPO 法人オリザネット 代表
	学識経験者	たにぐち のぶ お 谷口 信雄	東京大学先端科学技術研究センター 特任研究員
	学識経験者	てらにし さとし 寺西 智	見沼代用水土地改良区 参事兼事務局長
	学識経験者	なかみがわ つとむ 中三川 勉	越谷市立鷺後小学校 校長
	学識経験者	ほしの ともこ 星野 智子	一般社団法人 環境パートナーシップ会議 副代表理事

資料-5 越谷市環境管理計画改定の流れ

年月日	内容
令和元年	
6月25日	越谷市環境審議会 委員任命、会長・副会長の選出 令和元年度(2019年度)第1回 越谷市環境審議会開催 【越谷市の環境施策の取組について、越谷市環境管理計画及び越谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について、計画改定に係る体制及び特別部会の設置について】
8月30日 ~9月17日	市民・事業者・市民団体向けアンケート調査の実施 ※WEB方式と郵送方式を併用して実施 配布数：市民(2,000人)、事業者(300社)市民団体(100団体)
10月11日	市職員向け SDGs 勉強会の開催 講師：国立環境研究所 社会環境システム研究センター センター長 藤田 壮氏 福島支部 地域環境創生研究室 主任研究員 五味 馨氏
10月15日	令和元年度(2019年度)第1回 環境推進会議開催 【基礎調査の実施状況・アンケート調査の結果について】
10月25日	越谷市環境審議会特別部会設置 部会委員任命、部会長・副部会長の選出 第1回 越谷市環境審議会特別部会開催 【計画改定の流れ、基礎調査・アンケート調査の結果について、他自治体の事例紹介】
10月28日	令和元年度(2019年度)第2回 越谷市環境審議会開催 【計画改定の流れ、基礎調査・アンケート調査の結果について】
11月16日	第1回 市民懇談会開催 【テーマ：「越谷市の環境」についてみんなで学ぼう。将来、越谷市の環境をどうしていけば良い?】 場 所：越谷市役所本庁舎5階第1委員会室 参加者：一般参加18名、環境審議会委員3名
令和2年	
2月4日	第2回 越谷市環境審議会特別部会開催 【気候変動の影響評価、現行計画の評価、新計画の方向性について】
3月17日	「越谷市環境管理計画改定に係る基礎調査結果報告書」作成
4月28日	越谷市環境管理計画庁内検討委員会設置 第1回 庁内検討委員会開催(書面開催)※ 【計画改定の概要について】
4月18日	第2回 市民懇談会開催(メール送付方式のアンケート調査)※ 【テーマ：「越谷市の環境」は将来、どうあるべきか?~将来を見据えて、今私たちがすべきことはなにかを考えよう~】 実施期間：令和2年(2020年)4月13日(月)~4月28日(金) 実施対象：第1回市民懇談会の一般参加者(18人) 回収率72.2%
5月22日	第2回 庁内検討委員会開催(書面開催)※ 【計画書の目次構成(案)について、望ましい環境像及び基本目標ごとの目標設定について】

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合形式による会議が実施できず、書面での会議等を実施

年月日	内容
6月24日	第3回 越谷市環境審議会特別部会開催 【望ましい環境像及び基本目標ごとの目標設定、施策体系（案）、計画書の目次構成（案）について、第2回市民懇談会の実施報告】
6月30日	第3回 庁内検討委員会開催 【望ましい環境像及び基本目標ごとの目標設定、施策体系（案）、計画書の目次構成（案）について、第2回市民懇談会の実施報告】
7月3日	令和2年度(2020年度)第1回 越谷市環境審議会開催 【望ましい環境像及び基本目標ごとの目標設定、施策体系（案）、計画書の目次構成（案）について、第2回市民懇談会の実施報告】
7月28日	第4回 庁内検討委員会開催 【施策体系及び推進プロジェクト（修正案）、環境指標・取組指標、越谷市環境管理計画（改定版）（素案）及び概要版の作成方針について】
8月3日	第4回 越谷市環境審議会特別部会開催 【施策体系及び推進プロジェクト（修正案）、環境指標・取組指標の設定と目標値（案）、越谷市環境管理計画（改定版）（素案）及び概要版の作成方針について】
8月27日	第5回 越谷市環境審議会特別部会開催 【施策体系及び進捗管理指標について】
9月28日	第5回 庁内検討委員会開催 【施策体系及び越谷市環境管理計画（改定版）（素案）について】
10月9日	第6回 越谷市環境審議会特別部会開催 【基本目標1及び4の施策検討、越谷市環境管理計画（改定版）（素案）について、概要版作成の方針について】
10月23日	令和2年度(2020年度)第1回 環境推進会議開催 【越谷市環境管理計画（改定版）（素案）について】
10月26日	令和2年度(2020年度)第2回 越谷市環境審議会開催 【越谷市環境管理計画（改定版）（素案）について、概要版作成の方針について】
11月19日	パブリックコメントの開始（12月18日まで） 周知方法：市ホームページへの情報掲載、広報こしがやお知らせ版11月号への記事掲載 意見提出方法：各施設に設置した意見箱への投函、郵送、ファックス、電子メール 計画（素案）・意見箱設置場所：全15か所 意見数：13件（意見提出者4人）
11月21日	第3回市民懇談会開催 場 所：越谷市役所本庁舎5階第4～6会議室 参加者：一般参加18名 内 容：越谷市環境管理計画（改定版）（素案）について
11月30日	計画（素案）の説明用動画配信（令和2年12月28日まで）
令和3年	
1月18日	第7回 越谷市環境審議会特別部会開催 【越谷市環境管理計画（案）について、パブリックコメントとその対応方針、概要版について】
2月8日	令和2年度(2020年度)第3回 越谷市環境審議会開催 【越谷市環境管理計画（案）について、パブリックコメントとその対応方針、概要版について】
2月18日	越谷市環境管理計画策定について（答申）

資料-6 越谷市環境管理計画の策定について（諮問）

越 環 政 第 5 3 7 号

令和元年(2019年)6月25日

越谷市環境審議会

会長 小松 登志子 様

越谷市長 高 橋



越谷市環境管理計画の策定について（諮問）

越谷市環境条例（平成12年3月31日条例第17号）第8条第3項の
規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問事項

1. 越谷市環境管理計画の策定について

資料-7 越谷市環境管理計画の策定について(答申)

令和3年(2021年)2月18日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市環境審議会
会長 小松 登志子



越谷市環境管理計画の策定について(答申)

令和元年(2019年)6月25日付け越環政第537号において諮問のありました越谷市環境管理計画の策定について、別添計画(案)を添えて、次のとおり答申します。

答 申

令和元年(2019年)6月25日付け越環政第537号にて諮問のありました、越谷市環境管理計画の策定について、本審議会に環境に関わる様々な分野の専門家で構成した特別部会を設け、部会を7回、審議会を5回開催し、審議を重ねてまいりました。

その成果として、本審議会は、審議会としての意見を集約し、望ましい環境像を「みんなで創ろう 越谷の豊かな環境と未来」とする、「越谷市環境管理計画(案)」を添えて、次のとおり答申します。

記

1 計画策定の必要性について

昨今の環境課題は、気候変動、生物多様性などの問題が深刻化し、これまでの施策の継続では対応できなくなっている上、社会・経済の課題とも密接に関連し複雑化しています。

こうした状況に対応するために、国・県の計画や本市の他計画との整合性を考慮しつつ、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方を活用し、社会・経済課題の同時解決も図りながら、環境施策を総合的、体系的に推進する、新たな越谷市環境管理計画を策定する必要があると考えます。

2 計画策定に当たっての基本的な考え方について

計画の策定に当たっては、本市に関する環境状況について、課題を的確に把握・整理するとともに、現行計画の指標・施策についての評価を行った上で、施策の方向性を検討する必要があると考えました。

さらに、総合的に施策を推進するために、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」、埼玉県東南部地域生物多様性ガイドラインに基づく「生物多様性こしがやアクションプラン」を内包した施策体系について、具体的な環境施策を審議しました。

3 環境施策について

環境施策及び指標の目標値を決める際には、現在を起点に未来を考えるフォアキャストではなく、未来のあるべき姿を起点に考えるバックキャストの発想法が重要と思われれます。

なお、バックキャストでの目標と現状とのギャップについては、AI・IoT等によるイノベーションの活用により、時代の潮流に合わせた取組を今後検討する必要があると考えます。

4 計画の推進、進行管理について

本計画の推進に当たっては、行政・市民・事業者の協働により推進を図ること、また、計画に掲げられた取組について、毎年度 PDCA サイクルに基づく進行管理を実施し、適切な点検と評価とを行い、状況に応じて見直しを行うことを要望します。

5 本計画に対する市民の意見の反映について

計画策定に当たり、計画の周知と市民の意見の反映のため、計3回の市民懇談会と説明動画の配信が行われました。

本審議会において取りまとめた素案に基づき、令和2年(2020年)11月19日から令和2年(2020年)12月18日まで市民からの意見公募を実施した結果、13件の意見が寄せられました。寄せられた貴重な意見を踏まえ、素案について所要の修正を行いました。

最後に、市が本答申を踏まえ、速やかに越谷市環境管理計画の策定に取り組むとともに、庁内各部門が一体となって施策の具体化を図り、市民・事業者の理解と協働のもと、総合的かつ計画的に施策を進めることを期待します。

資料-8 越谷市環境条例

越谷市環境条例

平成 12 年 3 月 31 日
条例第 17 号

越谷市環境保全条例(昭和 60 年条例第 12 号)の全部を改正する。

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本事項

第 1 節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念(第 7 条)

第 2 節 環境管理計画(第 8 条・第 9 条)

第 3 節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第 10 条—第 21 条)

第 4 節 地球環境の保全及び国際協力(第 22 条)

第 3 章 国、県及び他の地方公共団体との協力等(第 23 条・第 24 条)

第 4 章 環境審議会(第 25 条—第 29 条)

第 5 章 環境保全に関する事項

第 1 節 環境保全区域(第 30 条—第 32 条)

第 2 節 環境配慮報告書(第 33 条—第 44 条)

第 3 節 公害の防止(第 45 条—第 57 条)

第 4 節 環境保全協定(第 58 条・第 59 条)

第 5 節 環境保全調整会議(第 60 条・第 61 条)

第 6 章 補則(第 62 条・第 63 条)

第 7 章 罰則(第 64 条—第 67 条)

附則

前文

越谷市民は、「水郷こしがや」と呼ばれるように、かつては湿地や沼が広がり、その豊かな水や土壌などの自然の恵みを受けて広々とした農地や屋敷林などを含めた環境のもとで、生活を営んできた。

これまで、先人の知恵により、環境と人間が健全で調和のとれた関係を保ってきたことにより、固有の文化を創出してきた。

しかし、急激な都市化や科学技術の発達と資源やエネルギーを大量に消費する社会は、こうした調和を崩し、自然の生態系を破壊し、さらにすべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を確保するうえにおいて必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、祖先より受け継がれた貴重な環境を子孫に伝え残すべき責務を有している。

私たちは、今日の生活様式やそれを支える社会システムが、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環のもとに成り立っていることを認識し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築していかなければならない。

ここに、全市民の英知と努力により真に豊かな環境を保全し、創造していかなければならないことを決意し、その実現のためにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにする

とともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項並びに環境保全に関する具体的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境保全 公害その他の生活阻害を防止し、良好な自然環境を確保し、史跡、遺跡、文化財その他の文化歴史環境及び都市景観その他の社会生活環境が人間との間に真に調和が保たれた環境を創造し、かつ、保全することをいう。
- (3) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 環境保全項目 環境保全を図るうえで、配慮し、又は遵守しなければならない環境に係る項目で別表第1に掲げるものをいう。
- (5) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことにより達成できるものであり、自然環境の保全をしつつ、資源やエネルギーを有効に活用する、持続可能な循環型社会を構築するように推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な取り組みにより、すべての主体が連携し、協力しつつ、広域的かつ国際的な視点から推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、あらゆる施策を通じて環境の保全及び創造を図り、循環型社会の構築を推進するとともに、市民が健康で文化的な生活を営めるよう努めなければならない。
- 3 市長は、毎年環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する情報を把握し、市民に公表しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、前項に定めるほか、環境の保全及び創造について関心を高め、地域の良好な環境の形成に努めるとともに、自らの活動が快適な環境を壊すことのないよう配慮をし、市その他の行政機関が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。
- 3 市民は、自然環境の保護及び緑豊かな都市の実現に努めるとともに、郷土の文化的遺産を尊重し、人間性豊かな文化を創造し、発展させるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動によって環境を汚染し、又は破壊することのないよう法令及びこの条例に反しない場合においても最大限の努力をもって、自己の責任と負担で必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 事業者は、市その他の関係行政機関が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本事項

第 1 節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

- 第 7 条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念のもとに、環境への負荷の低減、自然環境保全その他の環境の保全及び創造のための必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第 2 節 環境管理計画

(環境管理計画)

- 第 8 条 市長は、環境の保全及び創造を図るための基本計画である越谷市環境管理計画(以下「環境管理計画」という。)に基づき、各種の施策等を講ずるものとする。
- 2 環境管理計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的な施策の大綱
 - (3) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境管理計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえで、越谷市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、環境管理計画の変更について準用する。

(環境管理計画との整合)

- 第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境管理計画との整合を図らなければならない。

第 3 節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(環境配慮の推進)

- 第 10 条 市は、土地の造成、工場又は事業場の設置その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制措置)

- 第 11 条 市は、公害(放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染によるものを除く。第 5 章において同じ。)の原因となる行為並びに自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関

し、必要な規制措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第 12 条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための必要な施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第 13 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 14 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 15 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第 16 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 17 条 市は、第 15 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第 18 条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 19 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制を整備するものとする。

(環境監査の普及等)

第 20 条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査に関し調査研究を行い、その普及に努めるものとする。

(総合調整のための体制整備)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、組織的かつ実効的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4節 地球環境の保全及び国際協力

第22条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、県及び国際機関その他の団体と連携して、地球環境の保全に関し、技術及び情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 国、県及び他の地方公共団体との協力等

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、埼玉県(以下「県」という。)及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(市民等との協働)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関し、市民等と協働して取り組むものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第25条 この条例によりその権限に属する事項並びに市長の諮問に応じ環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議させる等のため、環境審議会を置く。

(組織)

第26条 環境審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 商工団体を代表する者
- (2) 農業団体を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民

3 環境審議会は、環境配慮報告書を審査するため、環境審議会委員のうちより、専門委員5人による専門部会を設置することができる。

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第28条 環境審議会及び専門部会の庶務は、環境経済部環境政策課において処理する。

2 この章に定めるもののほか、環境審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(特別部会)

第29条 環境審議会は、その権限に属する特別の事項を調査、審議するため必要があるときは、特別部会を置くことができる。

2 特別部会は、環境審議会の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 臨時委員は、市長が委嘱する。

- 4 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査、審議が終了するまでの期間とする。
- 5 前条の規定は、特別部会の運営について準用する。

第5章 環境保全に関する事項

第1節 環境保全区域

(環境保全区域の指定)

第30条 市長は、環境保全を図るうえで必要があると認めるときは、次に掲げる区域を環境保全区域として指定することができる。

- (1) 市民に憩いと安らぎを与える水辺及び緑などの優れた自然環境が形成されている区域
- (2) 地域の歴史の変遷を知り、地域を特徴づけるうえで重要な社寺若しくは遺跡又は伝統的家並など及びこれらの歴史的遺産と結びついた優れた景観を有する区域
- (3) 市民の森、親しめる水辺、都市の美観整備などを積極的に推進し、かつ、維持すべき区域
- (4) 幹線道路沿道、工場群周辺その他の環境悪化が著しく、又は悪化が予想され、特に公害防止を図るべき区域

- 2 市長は、前項第1号、第2号又は第3号の環境保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域の土地所有者及び環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項第4号の環境保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境保全区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 5 前3項の規定は、環境保全区域の指定の解除又はその区域の変更について準用する。

(環境保全区域内における行為の届出)

第31条 次の表の左欄に掲げる環境保全区域において、同表の右欄に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為その他軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又は第33条に規定する環境配慮事業を実施しようとする者については、この限りでない。

第30条第1項第1号、第2号 又は第3号に規定する環境保全区域	(1) 木材の伐採 (2) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (3) 歴史的建造物の移設、解体等現状を変更しようとする行為 (4) その他規則で定める行為
第30条第1項第4号に規定する環境保全区域	(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発許可申請を要する建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) その他規則で定める行為

- 2 前項の規定による届出の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 当該行為の目的及び内容
 - (3) その他規則で定める事項

(助言又は指導等)

第32条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為により、環境保全区域に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導に基づいて行う措置等に要する費用の一部について、予算の範囲内で助成することができる。

第2節 環境配慮報告書

(環境配慮事業)

第33条 土地の造成、工場又は事業場の設置その他これらに類する事業のうち、別表第2に定める事業で規則で定める要件に該当するもの(以下「環境配慮事業」という。)を実施しようとする者(以下「環境配慮事業者」という。)は、より豊かな環境の創造を図るため、次に掲げる事項を環境配慮報告書により、市長に報告しなければならない。

- (1) 環境配慮事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 環境配慮事業の名称、目的及び内容
 - (3) 環境配慮事業を実施しようとする区域及びその周辺地域の現況
 - (4) 環境配慮事業の環境に対する配慮措置
- 2 2以上の環境配慮事業者が1の環境配慮事業又は相互に関連する2以上の環境配慮事業を実施しようとする場合において、これらの環境配慮事業者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者が、当該事業について、又は当該2以上の環境配慮事業を合わせて、報告しなければならない。
- 3 環境配慮事業者は、環境保全区域に隣接する地域において、環境配慮事業を実施しようとするときは、環境保全区域に著しい影響を与えないよう配慮しなければならない。

(環境配慮項目)

第34条 市長は、環境保全項目のうち、環境配慮事業の内容を勘案し、環境配慮事業者と協議のうえ環境配慮項目を決定するものとする。

- 2 環境配慮事業のうち、次に掲げる事業で、市長が著しい公害の発生のおそれがあると認めるものについては、次条に定める技術指針により、環境に及ぼす影響の調査を行うものとする。
- (1) 工場の新設又は変更
 - (2) 工業団地の設置

(技術指針)

第35条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、環境配慮事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために必要な調査方法等の技術指針を定めるものとする。

- 2 技術指針については、常に適切な判断が加えられ、必要な改定を行わなければならない。
- 3 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、技術指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表しなければならない。

(地域説明協議会等)

第36条 環境配慮事業者は、環境配慮報告書を提出した後、地域説明協議会を開催し、地域住民に説明し、意見を聴いてその結果について、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する報告があったときは、環境審議会専門部会の意見を聴き、審査意見書を作成し、当該環境配慮事業者に通知するものとする。

(地域説明協議会等の特例)

第37条 環境配慮事業のうち、当該事業の内容等により、前条の規定による手続きを要しないと認められる事業で規則で定めるものは、当該手続きに代えて市長と必要な調整を行うものとする。

(最終環境配慮報告書)

第38条 環境配慮事業者は、第36条又は前条に規定する手続きが終了したときは、当該事業について検討を加え、次に掲げる事項を最終環境配慮報告書により、市長に報告しなければならない。

- (1) 第33条第1項各号に掲げる事項

- (2) 前号に掲げる事項の修正に関する事項
- (3) 地域説明協議会の議事録
- (4) 当該環境配慮事業の事後調査に係る事項
- (5) その他規則で定める事項

(環境配慮事業の実施の制限)

第 39 条 環境配慮事業者は、前条に規定する手続きが終了するまでは、当該環境配慮事業を実施してはならない。

(許認可権者への要請)

第 40 条 市長は、必要と認める場合は、第 38 条に規定する最終環境配慮報告書の写しを当該環境配慮事業に係る法令に基づく許可、認可、承認その他これらに類する行為を行う権限を有する者(以下「許認可権者」という。)に送付し、当該許認可権者に対し当該環境配慮事業の実施についての許認可等を行うに際して、最終環境配慮報告書の内容について十分配慮するよう要請するものとする。

(手続きの再実施)

第 41 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、環境配慮事業者に対し、第 33 条に規定する手続きを再度求めることができる。

- (1) 最終環境配慮報告書を受領した日から 5 年を経過しても当該事業に着手しないとき。
- (2) 市長に最終環境配慮報告書を提出後、当該事業について著しい変更が生じたとき。

(事後調査報告書)

第 42 条 環境配慮事業者は、環境配慮事業の施行時及び施行後、最終環境配慮報告書の事後調査に係る事項に基づき事後調査を行い、その結果を記載した事後調査報告書を作成し、市長に速やかに報告しなければならない。

(国等との調整)

第 43 条 市長は、国、県又は別表第 3 に掲げる者(以下「国等」という。)が環境配慮事業を実施する場合においてこの節の規定を適用するときは、国等と必要な調整を行うものとする。

(適用除外)

第 44 条 この節の規定は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 87 条に規定する災害復旧事業その他災害復旧のため緊急に実施する必要があると市長が認める事業については、適用しない。

第 3 節 公害の防止

(規制基準)

第 45 条 市長は、工場若しくは事業場(以下「工場等」という。)における事業活動又は建設作業の実施に伴って生ずる公害を防止するため、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)その他の関係法令で定めのあるものを除くほか、当該事業活動又は建設作業を実施している者(以下「事業者」という。)が遵守すべき公害の発生に係る最低限度の基準(以下「規制基準」という。)を規則で定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。規制基準を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第 46 条 事業者は、積極的に規制基準を遵守しなければならない。

(事故等における措置)

- 第 47 条 事業者は、事業場内の施設(公害防止施設を含む。)の故障、破損その他の事故(以下この条において「事故等」という。)により、公害を発生させ、又は発生させるおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告し、当該事故等について速やかに復旧するよう努めなければならない。
- 2 前項の規定による報告をした者は、その報告に係る事故等について、復旧工事を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
 - 3 市長は、第 1 項の事故等が発生した場合において、当該事故等に係る工場等の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、その事故等の復旧及び再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 市長は、第 1 項の事故等が発生した場合における復旧作業に要した費用及び物品を、事業者に負担させることができる。

(改善勧告及び改善命令等)

- 第 48 条 市長は、事業活動に伴って生ずる騒音その他規則で定めるものが規制基準に適合しないことにより、工場等の周辺の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、防止の方法を改善し、又は当該施設の使用若しくは作業の方法を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、防止の方法の改善若しくは当該施設の使用若しくは作業の方法の変更を命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。
 - 3 市長は、小規模の事業者に対する前 2 項の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(改善措置の届出)

- 第 49 条 前条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項に規定する命令を受けた者は、当該勧告又は命令に従い措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定建設作業実施の届出)

- 第 50 条 規則で定める建設作業(以下「指定建設作業」という。)を実施しようとする者は、当該指定建設作業の開始の日の 7 日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、当該指定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 建設作業の目的に係る施設又は工作物の種類
 - (3) 建設作業の場所及び実施の期間
 - (4) 公害防止の方法
 - (5) その他規則で定める事項

(指定建設作業実施の改善命令等)

- 第 51 条 市長は、指定建設作業に伴って発生する騒音、振動等が規制基準に適合しないことにより、当該指定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該指定建設作業を実施する者に対し、期限を定めてその事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動等の防止の方法の改善又は当該指定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないで当該指定建設作業を実施しているときは、騒音、振動等の防止の方法の改善が行われるまでの間、その作業の一時停止を命ずることができる。

(地下水揚水の届出)

第 52 条 動力を用いて地下水(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)による温泉を除く。)を採取するための施設(以下「揚水施設」という。)であって、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が 6 平方センチメートルを超えるもの(河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用される河川の河川区域のものを除く。)により地下水を採取しようとする者は、当該揚水施設の設置の 30 日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)第 86 条に規定するものを除く。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 揚水施設及び当該揚水施設の付帯施設(以下「揚水施設等」と総称する。)の設置の場所
- (3) 揚水施設等のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積
- (4) 揚水の用途
- (5) 揚水施設等の設置の場所を示す図面その他規則で定める事項

2 前項の規定により届出を行った者がその届出に係る揚水施設を変更し、又は廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(地下水揚水量の報告)

第 53 条 前条の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより揚水量測定器を設置し、当該揚水施設に係る地下水の揚水量を記録し、及びこれを報告しなければならない。ただし、農業用の揚水施設については、揚水量測定器の設置に代えて他の方法によることができる。

(立入検査)

第 54 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある者に対し必要な報告を求め、又は当該職員に、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある工場等その他の場所に立ち入らせ、施設、書類若しくは帳簿について必要な検査をし、又は関係資料等の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(広聴会)

第 55 条 市内に住所を有する 20 歳以上の者は、次に掲げる場合においては、10 人以上の連署をもって、その代表者から市長に対し広聴会の開催を請求することができる。

- (1) 公害により現に当該市民の健康又は生活環境が損なわれていると認められるとき。
- (2) 事業者が新たに開始しようとする事業活動(施設の増設及び変更を含む。)から生ずる公害によって、当該市民の健康又は生活環境が損なわれることが明らかに予測されるとき。

2 前項の規定による請求を行う場合は、その代表者は、公害の内容及び当該事業者を明示しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による請求を受理した日から 30 日以内に広聴会を開催しなければならない。

4 市長は、第 2 項に規定する事業者又はこれに代わる者に対して、広聴会への出席を命ずることができる。

5 前 4 項に定めるもののほか、広聴会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(広聴会開催の特例)

第 56 条 市長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、広聴会を開催することができる。

2 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の規定により開催する広聴会について準用する。

(広聴会に関する勧告)

- 第 57 条 市長は、前 2 条の規定により開催した広聴会の結果に基づき、事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告しようとするときは、あらかじめ環境審議会に諮り、その意見を聴かななければならない。
- 2 市長は、前項の規定により勧告を行ったときは、その内容を関係者に通知しなければならない。
- 3 前 2 条及び本条の規定は、市長が法令の規定等によって、事業者に必要な措置を講じさせることを妨げるものではない。

第 4 節 環境保全協定

(締結)

- 第 58 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民等と環境保全協定(以下「協定」という。)を締結することができる。
- (1) 工場等の新設のとき。
 - (2) 第 5 章第 1 節に定める環境保全区域に係るもので協定を締結する必要性が生じたとき。
 - (3) 第 38 条に規定する最終環境配慮報告書が提出され、協定を締結する必要性が生じたとき。
 - (4) 第 47 条第 2 項に規定する事故等の復旧完了報告書が提出され、協定を締結する必要性が生じたとき。
 - (5) 第 49 条に規定する改善措置に関して協定を締結する必要性が生じたとき。
 - (6) 第 55 条又は第 56 条の規定により開催した広聴会の結果により、協定を締結する必要性が生じたとき。
 - (7) その他環境が損なわれるおそれがあると認められ、協定を締結する必要性が生じたとき。
- 2 市民等は、市長から協定の締結を求められたときは、協定を締結し、誠実かつ積極的にこれを遵守しなければならない。

(締結項目)

- 第 59 条 市長は、協定を締結しようとするときは、市民等と協議のうえ環境保全項目のうちから締結項目を決定する。

第 5 節 環境保全調整会議

(設置)

- 第 60 条 環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、その重要事項について庁内関係課の業務を調整するため、環境保全調整会議を設置する。
- 2 環境保全調整会議は、調整事項に関連する庁内関係課長をもって構成する。

(所掌事務)

- 第 61 条 環境保全調整会議は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 環境の保全及び創造の施策推進に関すること。
 - (2) 環境配慮報告書に関すること。
 - (3) その他環境保全に関すること。
- 2 環境保全調整会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 6 章 補則

(報告)

- 第 62 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市民等から資料又は報告を求めることができる。

(委任)

- 第 63 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第64条 次の各号の一に該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第47条第1項の規定による措置を怠った者
- (2) 第47条第3項、第48条第2項又は第51条第2項の規定による命令に違反した者

第65条 次の各号の一に該当する者は、30,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第47条第2項、第49条、第50条又は第52条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第53条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第55条第4項の規定による命令に違反した者

第66条 第54条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、10,000円以下の罰金に処する。

第67条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年6月1日から施行する。

(報告及び届出に関する経過措置)

2 この条例による改正前の越谷市環境保全条例(以下「旧条例」という。)第25条第1項の規定によりなされた報告又は同条第2項若しくは第27条の規定によりなされた届出は、それぞれこの条例による改正後の越谷市環境条例(以下「新条例」という。)第47条第1項の規定によりなされた報告又は同条第2項若しくは第49条の規定によりなされた届出とみなす。

(勧告及び命令に関する経過措置)

3 旧条例第26条第1項、第29条第1項若しくは第36条第1項の規定によりなされた勧告又は第26条第2項、第29条第2項若しくは第34条第4項の規定によりなされた命令は、それぞれ新条例第48条第1項、第51条第1項若しくは第57条第1項の規定によりなされた勧告又は第48条第2項、第51条第2項若しくは第55条第4項の規定によりなされた命令とみなす。

(環境審議会委員に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第40条第2項の規定により環境保全審議会の委員に委嘱されている者は、新条例第26条第2項の規定により環境審議会の委員に委嘱された者とみなす。
- 5 前項の規定により環境審議会の委員とみなされる者の任期は、新条例第27条第1項の規定にかかわらず、平成13年6月30日までとする。

(環境保全協定に関する経過措置)

6 この条例の施行の際現に旧条例第37条の規定により締結されている環境保全協定の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条の規定は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年条例第 15 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 25 号)

この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 19 号)

この条例中別表第 3 の改正規定(「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構」に改める部分に限る。)は公布の日から、その他の改正規定は平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 71 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 33 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

環境保全項目

(自然環境)
動物生態 植物生態 地形及び地質
(文化歴史環境)
文化財 遺跡
(快適環境)
みどり まちの清潔さ 水辺 景観 レクリエーション 雨水流出 交通利用 土地利用の形態 その他

(公害)
大気汚染 水質汚濁 土壌汚染 騒音 振動 地盤沈下 悪臭
(生活阻害)
日照阻害 電波障害 廃棄物
(地球環境保全)
省資源 省エネルギー その他

別表第2(第33条関係)

環境配慮事業

1	工場の新設又は変更
2	住宅団地の新設又は増設
3	高層建築物の新築
4	大型店舗の新設又は増設
5	レクリエーション施設の設置
6	自動車駐車場の設置又は変更
7	流通関連施設の設置又は変更
8	工業団地の設置
9	廃棄物処理施設の設置又は変更
10	鉄道の改良
11	道路の新設又は改築
12	河川改修工事
13	市街地再開発事業
14	土地区画整理事業
15	その他の事業

別表第3(第43条関係)

国等の範囲

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 独立行政法人都市再生機構 独立行政法人中小企業基盤整備機構 独立行政法人環境再生保全機構 埼玉県住宅供給公社 その他国又は県が出資している団体でこれらに類するもの
--

資料-9 開発事業別の環境配慮指針（環境条例第 33 条環境配慮事業より）

土地の形状の変更、工作物の新設等事業の実施に際しては、計画の構想・立案段階といった早期の段階において、環境の保全・創造の観点から十分な事前配慮を行うことにより、環境に配慮したものとしていくことが重要となります。

このため、自然環境の保全や快適な環境の創造などに関して事前に配慮すべき事項を指針として示し、適切な環境配慮を事業計画の中に取り入れることを事業者に対して求めることにより、環境への影響を可能な限り低減していく仕組みづくりが必要となります。

本市では、環境条例において環境配慮事業を定め、環境への配慮事項を示しており、事業者は、実施しようとする事業の種類、規模等を勘案の上、この環境配慮指針に基づき環境配慮を行わなければなりません。

I 環境に配慮する事業

（1）工場の新設又は変更

工場の新設又は変更では、建設される施設の内容からみて、公害に対する配慮が重要であるとともに、周辺の自然環境、文化歴史環境、快適環境などの地域特性を踏まえた配慮や廃棄物、省資源に対する配慮が必要です。

また、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーへの取り組みにより温室効果ガス排出に対する配慮や、駐車場等の緑化や屋上緑化などの緑化環境に対する配慮も重要です。

（2）住宅団地の新設又は増設

住宅団地の新設又は増設では、比較的広い面積の土地の造成を伴う場合が多く、自然環境、文化歴史環境、雨水流出、土地利用などに対する配慮が重要です。

また、供用後については人口が集中するため、生活雑排水による水質汚濁や廃棄物に対する配慮を要するほか、みどり、まちの清潔さ、景観、交通利用など、入居者及び周辺住民にとっての快適環境に対する配慮も重要です。

さらに、市内には地盤沈下及びそれに伴う水害などの二次的被害を生じる恐れのある地域もみられ、地盤沈下に対する配慮も必要です。

（3）高層建築物の新築

高層建築物の新築では、それ自体が地域の景観に大きな影響を与え、地域のランドマークになるものでもあるため、良好な都市景観の形成に十分配慮する必要があります。

また、日照障害、電波障害といった周辺地域への生活障害や、周辺の土地利用に波及効果を及ぼす可能性もあり土地利用の形態にも配慮が必要です。

供用後は、住宅用のものであっても業務用のものであっても多くの人が集中することによる交通利用、水質汚濁への配慮が必要です。

さらに、軟弱な地盤の多い本市においては、地盤沈下に対する配慮や省資源、省エネルギーに対する配慮も重要です。

（4）大型店舗の新設または増設

大型店舗の新設または増設では、文化財やみどり、景観、土地利用の形態など周辺地域の文化歴史環境や快適環境に対する配慮、利用者にとっての快適環境への配慮が必要です。

供用後は、物品の搬入、買い物客など多くの自動車や人の集中が予想され、交通利用、大気汚染、水質汚濁、騒音への配慮が重要です。

また、大規模な建築物の新設または増設に伴う地盤沈下、日照障害、電波障害や、大量の物品を扱うことによる廃棄物、省資源にも配慮が必要です。

さらに、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーへの取り組みにより温室効果ガス排出に対する配慮や、駐車場等の緑化や屋上緑化などの緑化環境に対する配慮も重要です。

(5) レクリエーション施設の設置

レクリエーション施設では、比較的敷地面積が広いことため周辺地域の環境特性に与える影響が大きく、文化財、みどり、景観、土地利用の形態など周辺地域の文化歴史環境や快適環境に対する配慮が必要です。

また、多くの人が集中することから、交通利用、水質汚濁、騒音、廃棄物に対する配慮も重要です。

さらに、施設の内容によっては、騒音、振動、電波障害に対する配慮も必要です。

(6) 自動車駐車場の設置又は変更

自動車駐車場の設置又は変更では、文化財、景観、雨水流出、土地利用の形態など周辺地域の文化歴史環境や快適環境に対する配慮が必要です。

供用後は、自動車の利用による交通利用、大気汚染、騒音、振動への配慮が必要です。

さらに、駐車場においては敷地緑化などの緑化環境に対する配慮も重要です。

(7) 流通関連施設の設置又は変更

流通関連施設の設置又は変更では、文化財、みどり、景観、雨水流出、土地利用の形態など周辺地域の文化歴史環境や快適環境に対する配慮が必要です。

供用後は、人、車輛、物品が集中することから、交通利用、大気汚染、水質汚濁、騒音、廃棄物などに対する配慮も重要です。

(8) 工業団地の設置

工業団地の設置では、自然環境、文化歴史環境、雨水流出、土地利用の形態、地盤沈下などに対する配慮が重要です。

また、みどり、景観、交通利用などの周辺地域の快適環境に対する配慮も必要です。

さらに供用後は、種々の汚染物質の排出も予想されることから、公害に対する配慮も重要です。

なお、配慮の内容には、個々の施設の建設や供用段階に各事業者が配慮すべきものも多いため、これらについても、敷地の分譲に際しての分譲条件などとして担保しておくことが必要です。

(9) 廃棄物処理施設の設置又は変更

廃棄物処理施設の設置又は変更では、自然環境に対する配慮が必要です。

また、みどり、景観など周辺地域の快適環境の形成や住民への便益といった配慮、大気汚染、水質汚濁、悪臭など公害の防止に対する配慮が重要です。

さらに、運搬車輛などによる交通利用、騒音、振動に対する配慮も重要です。

なお、廃棄物の最終処分場については、処分場の使用後の処置についても配慮が必要です。

(10) 鉄道の改良

鉄道の改良では、既存の路線における線路の増設、高架化を対象としているため、みどり、景観などの周辺地域の快適環境への配慮が重要です。特に、高架化の場合は、景観への影響が大きく十分な配慮が必要です。

また、列車の走行に伴う騒音、振動の影響も大きく、周辺土地利用を踏まえて配慮が必要です。

さらに、高架化の場合は日照障害、電波障害に対しても配慮が必要です。

なお、環境配慮事業の対象となってはませんが、新駅の設置においては、駅を中心にさらに開発が進行する可能性が高く、特に周辺の土地利用の形態への配慮、また、鉄道の地下化では、特に地盤沈下への配慮

が必要です。

(11) 道路の新設又は改築

道路の新設又は改築では、一般に車輛の走行に伴う排気ガス汚染(大気汚染)、騒音、振動に対する配慮が重要です。

また、地域特性を活かし、周辺環境への配慮を行うとともに、緑や景観も視野に入れ、魅力ある、誰もが安心して利用できる道路づくりが重要です。

(12) 河川改修工事

河川改修工事では、都市において河川は数少ない自然が残された場所、自然とふれあえる場所であるため、自然環境の保全や快適環境の形成への配慮が重要です。

また、工事による水質汚濁にも配慮する必要があります。

(13) 市街地再開発事業

市街地の再開発事業では、中高層建築物の出現による日照阻害や電波障害といった周辺地域への生活阻害について配慮する必要があります。

また、再開発事業の目的である環境改善の観点から、文化財、みどり、水辺、景観、交通利用、土地利用の形態などの事業の対象地域及びその周辺地域における文化歴史環境、快適環境に対する配慮が非常に重要です。

(14) 土地区画整理事業

土地区画整理事業では、地域の自然環境、文化歴史環境への配慮が必要です。

また、事業により整備される地区の住民などにとって良好な環境を形成することが重要であるため、みどり、水辺、景観、土地利用の形態、日照阻害などの事業の対象地域及びその周辺地域における快適環境や生活阻害に対する配慮が非常に重要です。

(15) その他の事業

その他(1)～(14)に掲げている事業と同程度であると市長が認定するものについては、環境配慮事業とします。

2 環境に配慮する事業に対する環境配慮項目

環境配慮項目については、各環境配慮事業が環境にどのような影響を及ぼすかを市と事業者が協議のうえ決定しますが、一般的には下表の○印の環境保全項目の中から選定します。また、必要に応じて環境配慮項目を追加します。

環境配慮事業	環境保全項目		自然環境		文化歴史環境		快適環境							公害					生活障害			地球環境保全					
	動物生態	植物生態	地形及び地質	文化財	遺跡	みどり	まちなみ	水辺	景観	レクリエーション	雨水流出	交通利用	土地利用の形態	その他	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	日照障害	電波障害	廃棄物	省資源	省エネルギー	その他
(1) 工場の新設又は変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(2) 住宅団地の新設又は増設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		○		○	○	○	○	○	○	
(3) 高層建築物の新築			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		○		○	○	○	○	○	○	
(4) 大型店舗の新設または増設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
(5) レクリエーション施設の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○		○			○	○	○	○	○	
(6) 自動車駐車場の設置又は変更	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○		○			○	○	○		○	○		○			
(7) 流通関連施設の設置又は変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○				○	○	○	○	
(8) 工業団地の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	
(9) 廃棄物処理施設の設置又は変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	
(10) 鉄道の改良					○		○		○		○	○						○	○	○		○	○		○		
(11) 道路の新設又は改築	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○		○	○			○		
(12) 河川改修工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○										○		
(13) 市街地再開発事業			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○		○	○		○		○	
(14) 土地区画整理事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	



越谷市環境管理計画（令和3年(2021年)4月発行）

■発行／越谷市 環境経済部環境政策課 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL：048-963-9183（直通） <https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

